

令和5年度

事業概要



令和5年9月

福井県福井健康福祉センター

Fukui Health and Welfare Center



目 次

1 福井健康福祉センターの概要	1
1 管内の状況	1
2 沿革	4
3 組織	6
4 課・室別職種別職員配置表	7
5 福井健康福祉センター運営協議会	8
6 主な定期業務	9
2 医務	10
1 医療施設の状況	10
2 医療従事者数	10
3 病院・診療所の立入検査	11
4 薬務	12
1 薬事関係施設の状況	12
2 毒物劇物関係施設の状況	13
3 薬物乱用防止対策	13
4 血液事業	14
5 生活保護・生活困窮者自立支援	15
1 生活保護制度	15
2 生活困窮者自立支援制度	17
6 児童福祉	19
1 家庭相談員による相談支援	19
7 障がい者(児)福祉	20
1 身体障害者手帳の交付	20
2 特別障害者手当等の支給	20
3 福祉のまちづくり	21
8 女性福祉	22
9 母子・父子・寡婦福祉	23
10 感染症対策	24
1 感染症対策	24
2 結核対策	27

3	エイズ予防対策	31
4	肝炎対策	31
11	健康危機管理体制の整備	33
12	在宅医療	34
1	福井地域医療連携体制協議会の開催	34
2	在宅医療・介護連携推進事業の実施	35
13	健康づくりの推進	36
1	がん予防推進	36
2	禁煙推進	36
3	「一市町一健康づくり」の推進	37
4	働き盛り世代へのアプローチ	37
5	国保ヘルスアップ支援事業	38
14	栄養改善指導	40
1	食生活・栄養管理支援事業	40
2	食品の栄養成分表示等の推進	42
3	「ふくい100彩ごはん」認証による食環境の整備	43
4	地域の健康づくりリーダー育成	45
5	管理栄養士・栄養士申請	45
15	精神保健福祉	46
1	精神保健福祉法に基づく診察・保護申請	46
2	心の健康に関する相談	47
3	普及啓発活動	47
4	関係機関との連携	48
5	自主グループへの支援	49
16	母子保健	50
1	小児慢性特定疾病医療費支給認定	50
2	特定不妊治療費助成事業	50
3	育児不安解消サポート事業「こあら広場」	51
4	人工妊娠中絶状況	51
5	先天性代謝異常等検査事業	52
6	気がかりな妊婦・親子の支援における取り組み	52
17	歯科保健	53

18 難病対策	54
1 特定医療費支給認定	54
2 医療相談事業	54
3 訪問相談・指導事業	54
4 難病対策地域協議会	55
5 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成支援	55
19 食品衛生	56
1 食の安全・安心確保対策事業	56
2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発	58
3 食品による健康被害等に関する対応	58
4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務	59
5 ふぐ処理登録申請に関する業務	59
20 動物愛護管理業務	60
動物取扱業への監視指導	60
21 環境衛生	61
1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策	61
2 民泊に対する衛生管理	61
3 浄化槽の法定検査受検率向上対策	62
4 水道施設の適正維持管理の推進	62
5 特定建築物に対する監視指導	63
6 温泉関係施設に対する監視指導	63
7 遊泳用プールの衛生管理の徹底	64
22 廃棄物	65
1 廃棄物関係の許可・処理施設	65
2 廃棄物処理の許可に関する手続	66
3 廃棄物に関する監視指導	66
4 廃棄物の適正処理推進に関する取り組み	67
23 公害	69
1 公害関係法令	69
2 水・大気環境の保全	69
3 地下水汚染の防止	70
4 地盤沈下の防止	70
5 フロン類の排出抑制の推進	70

24	地域保健・福祉・環境関係職員研修	71
25	研修生・実習生の受入れ	72
1	臨床研修医師の受入れ	72
2	実習生の受入れ	72

※ 出典記載のないものは、福井健康福祉センター調べ

※ 本冊子 表中の令和元年度分データは、平成31年4月に福井健康福祉センターから福井市保健所へ移管された事業は記載していませんので、ご注意ください。

1 福井健康福祉センターの概要

1 管内の状況

福井健康福祉センター(以下「当センター」という。)の所管区域は、県都である福井市と吉田郡永平寺町の1市1町です。ただし、平成31年4月に、福井市の中核市移行に伴い福井市保健所が設置されたため、保健所業務の所管区域は吉田郡永平寺町の1町のみとなりました。

管内は嶺北地方の中央部に位置し、人口は県内で最も多くなっています。また、公的医療機関をはじめとする医療施設に恵まれた環境にあります。業務管理機能が集積しており、学術・研究機能や文化・学習機能が集まり、本県の都市機能の中核を担っています。

管内の産業は、都市部で商工業やサービス業を中心とする第三次産業が盛んですが、郊外部では農林業も盛んです。また、日本海に面する沿岸部は越前加賀海岸国定公園に指定された風光明媚な地域であり、内陸部は大本山永平寺や一乗谷朝倉氏遺跡等名所旧跡に恵まれた土地柄です。



表1 管内の市町別面積・人口

(令和5年4月1日現在)

区分 市町別	面積 (km ²) a	世帯数 b	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²) c/a	世帯当 り人口 c/b
			総 数 c	男	女		
福井市	536.42	106,035	256,915	125,490	131,425	478.9	2.4
永平寺町	94.43	7,418	18,594	9,062	9,532	196.9	2.5
管 内	630.85	113,453	275,509	134,552	140,957	436.7	2.4
福井県	4,190.58	294,238	746,733	364,843	381,890	178.2	2.5
全 国	377,969.27	60,266,318	12,493万人	6,075万人	6,418万人	330.5	2.1

注 面積:「全国都道府県市区町村別面積調」(令和5年1月1日現在、国土地理院)

県内人口・世帯数:「県の人口と世帯(推計)」(福井県地域戦略部統計情報課)

全国世帯数:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(総務省自治行政局、令和5年1月1日現在)

表2 管内市町別人口動態実数および率

(令和3年)

種別 市町	人口 (10月1日現在)	出生数 (人口千対率)	死亡数 (人口千対率)	乳児 死亡数 (出生千対率)	新生児 死亡数 (出生千対率)	死産数			周産期 死亡数 (出産※2千対率)	婚姻数 (人口千対率)	離婚数 (人口千対率)
						総数 (出産※1千対率)	自然 (出産※1千対率)	人工 (出産※1千対率)			
福井県	760,209	5,223	9,721	6	4	103	63	40	17	2,821	1,018
		6.9	12.8	0.008	0.005	0.1	0.1	0.1	0.02	3.7	1.3
管内	279,328	2,051	3,319	3	2	45	26	19	4	1,141	409
		7.3	11.9	0.01	0.01	0.2	0.1	0.1	0.01	4.1	1.5
福井市	260,507	1,935	3,064	3	2	45	26	19	4	1,078	384
		7.4	11.8	0.01	0.01	0.2	0.1	0.1	0.02	4.1	1.5
永平寺町	18,821	116	255	0	0	0	0	0	0	63	25
		6.2	13.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	1.3

注 1)人口は令和3年10月1日現在の日本人口 2)乳児:生後1年未満 3)新生児:生後4週(28日)未満

4)出産※1:出生+死産 5)出産※2:出生+妊娠22週以後の死産

6)福井県の諸率および人口は、厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)の概況」から

7)市町および管内の人口は、福井県政策統計・情報課「福井県の推計人口」から

8)市町および管内の諸率は、福井県地域福祉課「令和元年福井県人口動態統計」から

表3 管内死因別死亡数および率(人口10万対)

(令和3年)

市町別		全国	福井県	管内	福井市	永平寺町
人口	数	122,780,487	760,209	279,328	260,507	18,821
総死亡	数	1,439,856	9,721	3,319	3,064	255
	率	1172.7	1278.7	1188.2	1176.2	1354.9
悪性新生物	数	381,505	2,387	879	805	74
	率	310.7	314.0	314.7	309.0	393.2
心疾患	数	214,710	1,616	508	462	46
	率	174.9	212.6	181.9	177.3	244.4
肺炎	数	73,194	587	197	187	10
	率	59.6	77.2	70.5	71.8	53.1
脳血管疾患	数	104,595	742	253	235	18
	率	85.2	97.6	90.6	90.2	95.6
老衰	数	152,027	1014	297	276	21
	率	123.8	133.4	106.3	105.9	111.6
不慮の事故	数	38,355	302	106	99	7
	率	31.2	39.7	37.9	38.0	37.2
腎不全	数	28,688	184	63	57	6
	率	23.4	24.2	22.6	21.9	31.9
自殺	数	20,291	125	45	40	5
	率	16.5	16.4	16.1	15.4	26.6
大動脈瘤 及び解離	数	19,351	106	34	31	3
	率	15.8	13.9	12.2	11.9	15.9
肝疾患	数	18,017	83	30	28	2
	率	14.7	10.9	10.7	10.7	10.6
慢性閉塞性 肺疾患	数	16,384	102	31	27	4
	率	13.3	13.4	11.1	10.4	21.3
糖尿病	数	14,356	110	46	42	4
	率	11.7	14.5	16.5	16.1	21.3
その他	数	358,383	2,363	830	775	55
	率	291.9	310.8	297.1	297.5	292.2

注1) 市内および管内の諸数は、福井県地域福祉課「令和3年福井県人口動態統計」から

注2) 市町および管内の諸率はセンターにて算出した((死亡数/人口)*100,000)

注3) 表4 医療・薬事・保健・福祉施設総括表総括表(全県)

(平成4年4月1日現在)

施設種別	経営主体区分		公共団体		社会福祉法人		その他の法人		その他		計		所管課
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
生活保護	救護施設			1	130						1	130	地域福祉課
	医療保護施設			1							1		
地域福祉	地域福祉センター			3							3		
老人福祉	養護老人ホーム	1	90	7	390						8	480	地域福祉課
	軽費老人ホーム(A型)			2	100						2	100	
	軽費老人ホーム(ケアハウス)			16	809	2	50				18	859	
	有料老人ホーム			4	114	25	867				29	981	
	サービス付き高齢者向け住宅	1	12	19	788	36	872	1	26		57	1,698	
	老人福祉センター	4	475	6	860						10	1,335	
	介護実習・普及センター				2						2		
	地域包括支援センター	13		20		13					46		
	生活支援ハウス	1	10	6	67						7	77	
	老人憩いの家	2				2					4		
介護保険	指定介護老人福祉施設			69	4,520						69	4,520	長寿福祉課
	介護老人保健施設	3	180	7	707	26	2,172				36	3,059	
	介護医療院					8	357				8	357	
	指定介護療養型医療施設					4	32				4	32	
	指定訪問介護事業所			36		125					161		
	指定訪問入浴介護事業所			7		4					11		
	指定訪問看護ステーション	3		11		86					100		
	指定訪問リハビリテーション事業所			3		8					11		
	指定通所介護事業所			82	2,800	109	3,803				191	6,603	
	地域密着型通所介護			30	436	61	793				91	1,229	
	指定通所リハビリテーション事業所	6		7		68		6			87		
	指定短期入所生活介護事業所			104	1,091	12	264				116	1,355	
	指定短期入所療養介護事業所	1		7		30					38		
	指定認知症対応型通所介護事業所			23	244	29	276				52	520	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所			40	930	46	1,208				86	2,138	
	指定定期巡回随時対応訪問介護看護事業所			3		9					12		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			5	141	15	391				20	532	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所			50	675	52	730				102	1,405	
	指定地域密着型介護老人福祉施設			42	1,029						42	1,029	
指定特定施設入居者生活介護事業所、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所			28	869	12	249				40	1,118		
身体障害者福祉	視覚障害者情報提供施設			1							1		障がい福祉課
	身体障害者福祉センター			1							1		
障害福祉サービス	指定居宅介護事業所			26		87					113		障がい福祉課
	指定短期入所事業所	3	(20)	50	(322)	24	(180)				77	(522)	
	指定療養介護事業所					2	240				2	240	
	指定生活介護事業所	2	(25)	73	(2,805)	40	(885)				115	(3,715)	
	指定自立訓練事業所			8	(100)	12	(310)				20	(410)	
	指定就労移行支援事業所			23	(183)	7	(80)				30	(263)	
	指定就労定着支援事業所			3		3					6		
	指定就労継続支援A型事業所			15	(299)	50	(1,000)				65	(1,299)	
	指定就労継続支援B型事業所			61	(1,484)	63	1,142				124	(342)	
	指定自立生活援助事業所					1					1		
	指定共同生活援助事業所			128	818	52	344				180	1,162	
	指定障害者支援施設			26	1,648						26	1,648	
	指定一般相談支援事業所			27		5					32		
児童福祉	児童一時保護所	2	31								2	31	児童家庭課
	助産施設	2	9	1	1	2	21				5	31	
	乳児院			2	33						2	33	
	児童自立支援施設	1	45								1	45	児童家庭課
	児童養護施設			5	185						5	185	
	児童家庭支援センター			4							4		
	児童自立生活援助事業所					1	6				1		障がい福祉課
	小規模住居型児童養育事業所							1	6		1		
	児童発達支援センター	4	(82)	3	(27)						7	(109)	
	指定児童発達支援事業所	3	(117)	4	(67)	27	(256)				34	(440)	
	指定放課後等デイサービス事業所	6	(80)	18	(213)	74	(791)				98	(1,084)	
	指定保育所等訪問支援事業所	5		4		12					21		
	指定居宅訪問型児童発達支援事業所	1				5					6		
	福祉型障害児入所施設			2	35						2	35	児童家庭課
	医療型障害児入所施設	1	50			2	210				3	260	
	母子生活支援施設			1	15世帯						1	15世帯	
	児童厚生施設	47		49							96		
保育所	91	8,145	42	4,200	2	166				135	12,511		
認定こども園	25	3,135	107	12,606	18	2,724				150	18,465		
母子福祉施設			1							1			
婦人福祉	一時保護所(女性)	1	10								1	10	地域福祉課
	婦人保健施設	1	15								1	15	
その他	低額診療施設			1		7					8		地域福祉課
	隣保館	5									5		
	ふくい健康の森					4					4		
計		235	12,207 (324)	1,327	36,226 (5,500) 15世帯	1,282	15,838 (4,644)	8	32	2,852	64,303 (10,468) 15世帯		

(注) ・上表の経営主体区分中「公共団体」は国・県・市町村直営、「社会福祉法人」は社会福祉法人設置経営のほか公立民営を含み、「その他の法人」は社団法人・財団法人・宗教法人・医療法人・株式会社・有限会社等、「その他」は私人である。

・()は通所

・介護老人保健施設の定員数には、短期入所療養介護(ショートステイ)を含む。

2 沿 革

高志福祉事務所

- 昭和 26 年 10 月 高志地方事務所が発足(厚生係)
- 昭和 31 年 2 月 高志事務所・福祉課と改称
- 昭和 37 年 4 月 高志福祉事務所独立。民生課、保護課の 2 課制となる。
- 昭和 52 年 4 月 家庭児童相談室の新設
- 平成 9 年 4 月 松本合同庁舎から福井保健所庁舎内に事務所移転。
民生課を地域福祉課に改称

福井保健所

- 大正 12 年 2 月 福井市毛矢町に木田簡易健康保健相談所を開設
- 昭和 19 年 10 月 旧保健所法(昭和 12 年法律第 42 号)に基づき、福井市毛矢町に福井保健所として発足
- 昭和 20 年 7 月 戦災により焼失、福井市内の仮庁舎(福井市役所・済生会病院など)で執務
- 昭和 22 年 9 月 保健所法の制定(昭和 22 年 9 月 5 日法律第 101 号)
- 昭和 24 年 3 月 福井市松陰町に木造庁舎を建設。A 級保健所に昇格し、4 課制(総務課・衛生課・保健予防課・普及課)となる。
- 昭和 25 年 森田保健所を統合
- 昭和 38 年 3 月 丹生郡殿下村が福井市編入により福井保健所の所管となる。
- 昭和 38 年 9 月 福井市西木田 1 丁目に新築移転
- 昭和 42 年 5 月 坂井郡川西町の福井市編入により、金津保健所川西支所を統合
- 昭和 43 年 11 月 川西支所を廃止
- 昭和 46 年 6 月 検査課を新設
- 昭和 53 年 4 月 と畜検査事務を食肉衛生検査所(新設)へ移管
- 昭和 55 年 4 月 衛生課を廃止し、食品衛生課・環境衛生課を新設、6 課制(総務課・食品衛生課・環境衛生課・検査課・保健予防課・普及課)となる。
- 平成 5 年 10 月 福井市西木田 2 丁目に新築移転
- 平成 6 年 7 月 保健所法から地域保健法に改正
- 平成 9 年 4 月 地域保健法の全面(完全)施行。課の名称変更(総務課・食品衛生課・環境衛生課・衛生検査課・健康増進課・保健指導課)
- 平成 10 年 4 月 福祉保健推進室を新設

福井健康福祉センターとして統合

平成 12 年 4 月 高志福祉事務所と福井保健所が統合し、福井健康福祉センターとなる。

〔 <6 課 1 室> 地域支援室
福祉保健部・・・福祉課・健康増進課・保健指導課
環境衛生部・・・生活衛生課・環境廃棄物対策課・衛生検査課 〕

平成 18 年 4 月 丹生郡旧越廼村、旧清水町が福井健康福祉センターの所管となる(同年 2 月足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町が福井市に編入合併。同月吉田郡松岡町、永平寺町、上志比村が合併し「永平寺町」となる)。

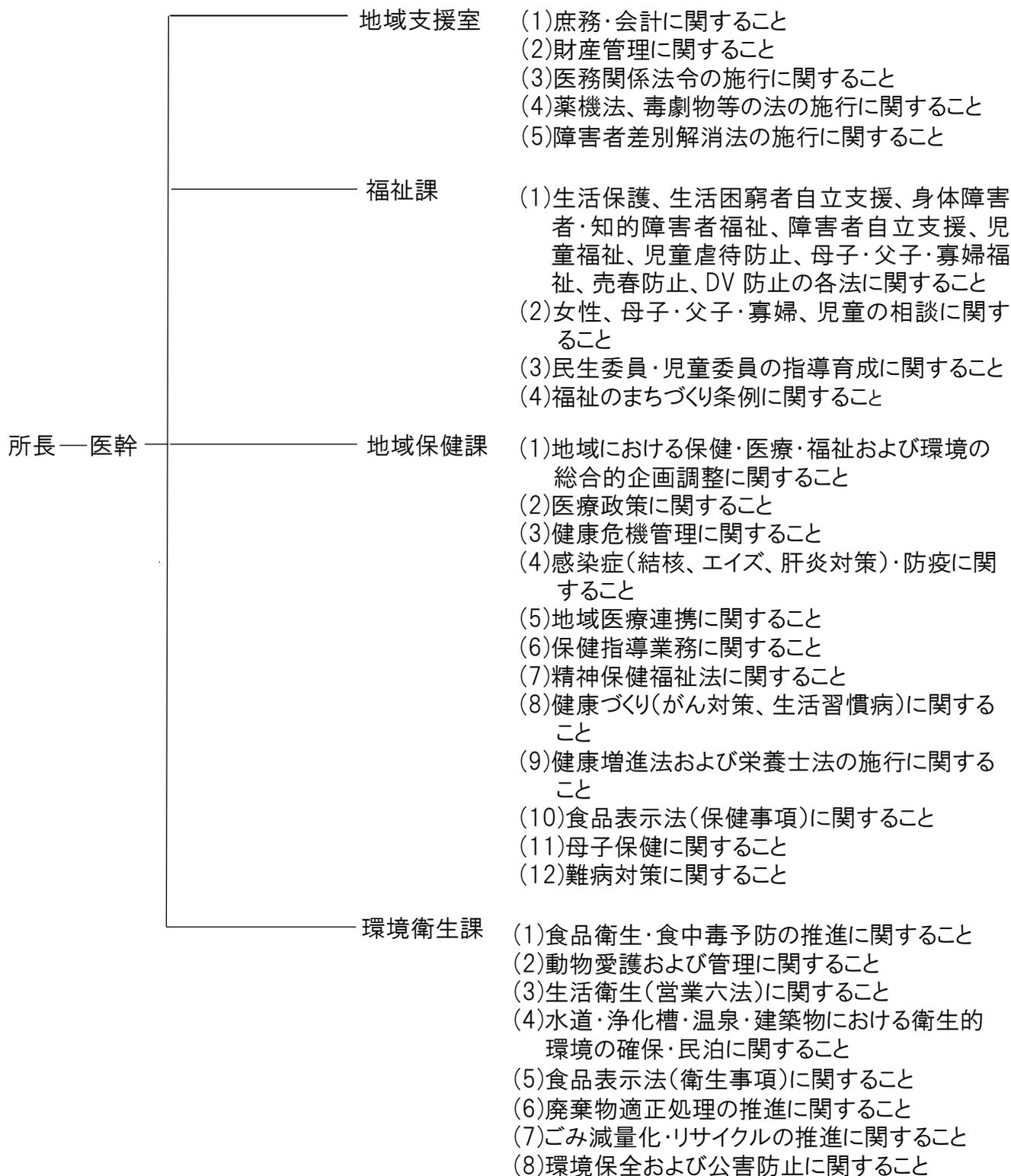
平成 22 年 4 月 保健指導課を廃止し、地域保健課を新設

平成 24 年 4 月 医療監査室を新設、検査事務を衛生環境研究センターへ移管し、衛生検査課を廃止。5 課 2 室(地域支援室・医療監査室・福祉課・地域保健課・健康増進課・生活衛生課・環境廃棄物対策課)となる。

平成 31 年 4 月 福井市保健所設置に伴い部制を廃止。医療監査室を丹南健康福祉センターに移管し、3 課 1 室(地域支援室・福祉課・地域保健課・環境衛生課)となる。

3 組 織

(令和5年4月1日現在)



※所管区域は、吉田郡永平寺町(ただし、病院、医療法人、福井県食品衛生条例、産業廃棄物収集運搬業、フロン排出抑制法、ハートフル専用パーキング、DV相談、精神通報等対応は、福井市も所管)

4 課・室別職種別職員配置表

(令和5年5月22日現在)

課室 種別	地域 支援 室	福 祉 課	地 域 保 健 課	環 境 衛 生 課	合 計
事務吏員	4	4			8
医師	1 (医幹)				1
獣医師					
薬剤師	1			4	5
保健師			7		7
診療放射線技師			1		1
歯科衛生士					
化学				1	1
栄養士			1		1
社会福祉士					
非常勤医師			1		1
相談員		2 (兼1)			2
団体職員				2	2
合計	6	6	10	7	29

5 福井健康福祉センター運営協議会

保健、医療、福祉、環境に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、当センターの運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

表1 福井健康福祉センター運営協議会開催状況

(令和4年度)

開催日	令和5年3月2日(木)
場所	当センター 3階 大会議室
議題	令和4年度主要事業について
主な発言	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室について ・原子爆弾被爆者に対する援護の支給手当について ・生活保護受給について ・梅毒について・自殺者対策について ・食中毒防止について

表2 福井健康福祉センター運営協議会委員名簿

(令和5年4月1日現在)

区分	氏名	役職名
医療関係団体	柏原 謙悟	福井市医師会会長
〃	岡田 正二郎	福井市歯科医師会会長
社会福祉関係団体	多田 博幸	永平寺町社会福祉協議会会長
〃	石田 和江	永平寺町民生委員児童委員協議会 監事
学校関係	小鍛治 晶子	永平寺町養護教諭部会代表
事業場関係団体	北野 憲太郎	福井食品衛生協会会長
一般住民	吉田 陽子	永平寺町食生活改善推進員会副会長
〃	堀江 俊子	永平寺町女性連絡協議会代表
市 町	松田 尚美	福井市保健衛生部長
〃	河合 永充	永平寺町長

(任期:平成3年4月1日~令和5年3月31日)

6 主な定期業務

(令和5年4月1日現在)

項目		日程	受付時間	備考
身体・知的障害者(児)相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	福井市の方は、「福井市福祉事務所」にご相談ください
母子(父子)家庭・寡婦相談				
女性相談				
家庭児童相談				
栄養成分表示相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00	予約制
エイズ・肝炎相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	
エイズ検査	通常検査	毎月第1火曜日	14:00～16:00	
肝炎検査	通常検査	毎月第1火曜日	14:00～16:00	
精神保健 相談	精神科医師による	月2回程度 日程をお問い合わせください		予約制
	保健師による	月曜日～金曜日	8:30～17:15	できれば 事前に連絡

2 医務

1 医療施設の状況

医療機関を開設する場合や構造設備等を変更する場合には許可申請を、廃止する場合や診療日時、科目等に変更があった場合には届出が必要となっています。当センターではそれらの申請・届出を受理し、審査・集計を行っています。

県では、「医療情報ネットふくい」(※)としてホームページを開設し、診療科目や医師・看護師等医療従事者の配置状況などを広く県民にお知らせしています。

(※福井県ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/> から入る場合は、「救急医療情報」→「医療情報ネットふくい」 <http://www.qq.pref.fukui.jp/qqport/kenmintop/>)

表1 医療施設数および病床数

(令和5年3月31日現在)

項目 市町別	医療施設数				病床数						
	病院	一般診療所		歯科診療所	一般	療養	結核	精神	感染症	計	
	28	有床	無床	計	-	3,414	759	20	1,130	8	5,331
		-	-	-							
福井市	27	-	-	-	-	2,855	759	20	1,089	8	4,731
永平寺町	1	0	12	12	7	559	0	0	41	0	600

2 医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師および業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。当センターではそれらの届出を受理し、審査・集計を行っています。

表2 管内従事医師、歯科医師および薬剤師数

(令和2年12月31日現在)

	医師				歯科医師	薬剤師
	総数	医療施設従事者	左以外従事者	その他 (無職・不詳含む)		
福井市	997	953	37	7	216	680
永平寺町	404	386	18	0	19	92
福井管内	1,401	1,339	55	7	235	772
福井県	2,074	1,978	87	9	465	1,489
全国	339,623	323,700	13,122	2,801	107,443	321,982

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)

表3 管内看護職、歯科衛生、歯科技工士就業数

(令和2年12月31日現在)

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	158	140	4,522	918	334	103
永平寺町	18	20	837	32	11	6
福井管内	176	160	5,359	950	345	109
福井県	485	255	9,216	2,544	749	249
全国	55,595	37,940	1,280,911	284,589	142,760	34,826

(厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」)

3 病院・診療所の立入検査

医療法第25条第1項の規定に基づき、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として立入検査を実施しています。

平成24年度から平成30年度まで当センターに医療監査室を設置し、それまで嶺北4健康福祉センターで行っていた立入検査業務を集約して、嶺北全域の立入検査を実施していました。

令和元年度から医療監査室は丹南健康福祉センターに移管しています。

<実施頻度>

病院:1回/年 有床診療所:1回/3年 無床診療所・歯科診療所:1回/5年

当センターでは管内の病院の立入検査を実施しています。

福井市内の診療所は福井市保健所が立入検査を実施しています。

永平寺町内の診療所は丹南健康福祉センター医療監査室が実施しています。

4 薬務

1 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の製造販売をする場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（※旧薬事法）に基づき、許可・届出が必要となります。

表1 薬事関係施設数および監視数 (令和5年3月31日現在)

区分		管内			監視数	
		福井市	永平寺町			
医薬品	薬局	7	-	7	9	
	製造業	1	1	0	0	
	薬局製造業	0	-	0	0	
	製造販売業	第1種	0	0	0	0
		第2種	0	0	0	0
		薬局	0	-	0	0
	店舗販売業	6	-	6	1	
	卸売販売業	45	45	0	17	
	薬種商販売業	1	1	0	0	
配置販売業	8	8	0	0		
医薬部外品	製造業	3	3	0	3	
	製造販売業	4	4	0	2	
化粧品	製造業	8	8	0	5	
	製造販売業	8	8	0	3	
再生医療等製品	販売業	9	9	0	3	
医療機器	製造業	27	27	0	9	
	修理業	38	38	0	6	
	製造販売業	第1種	1	1	0	1
		第2種	1	1	0	0
		第3種	19	19	0	6
	販売業	高度管理医療機器等	9	-	9	5
		管理医療機器	41	-	41	0
	貸与業	高度管理医療機器等	5	-	5	3
		管理医療機器	0	-	0	0
計			-	-	73	

当センターでは、開設時などの通常監視指導のほか、「医薬品等一斉監視指導」、「医療機器等一斉監視指導」の各強化期間に監視指導を実施しています。

2 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合や販売または授与の目的で製造等を行う場合、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録・届出が必要となります。

管内の施設数は次表のとおりで、これらの施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な取締りを行っています。

表2 毒物劇物関係施設数および監視数 (令和5年3月31日現在)

区分		管内			監視数
			福井市	永平寺町	
毒物劇物 販売業	一般	3	-	3	0
	農用品目	1	-	1	0
	特定品目	0	-	0	0
業務上 取扱者	電気メッキ業	0	-	0	0
	金属熱処理業	0	-	0	0
	運送業	1	-	1	0
毒物劇物製造業者		15	15	0	5
毒物劇物輸入販売業者		5	5	0	0
特定毒物研究者		2	-	2	0
計		-	-	-	5

3 薬物乱用防止対策

薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止指導員の協力を得て、街頭キャンペーンや小学校、中学校、高等学校および大学等での薬物乱用防止教室を実施し、麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物に対する正しい知識と薬物乱用による悪影響について広報啓発活動を行っています。

また、医療用麻薬や向精神薬の適正使用や紛失・盗難防止の徹底を図るため、これらの薬物を治療目的で取り扱っている医療機関や薬局等の施設に対し立入検査を実施し、適切な保管管理等について指導しています。

表3 麻薬・向精神薬等取扱施設数および監視数 (令和5年3月31日現在)

区分	管内取扱施設数	監視数
薬局	125	63
病院等	444	32
その他	30	8

表4 薬物乱用防止対策啓発状況 (令和4年度)

啓発活動	実施期間	内容
不正大麻・けし撲滅運動	5月1日～6月30日	植えてはいけないけし等パトロールを実施
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	6月20日～7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンの実施および国連支援募金活動
麻薬・覚醒剤乱用防止運動	10月1日～11月30日	大学祭等でキャンペーンを実施
薬物乱用防止教室の開催	随時	小学校、中学校、高等学校、大学で薬物乱用防止教室を開催

4 血液事業

献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給の推進と、広く県民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、「愛の血液助け合い運動」(7月)や「はたちの献血キャンペーン」(1月～2月)として、街頭キャンペーン等の普及啓発活動に協力しています。

表5 移動採血車による献血状況 単位:人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
福井県	16,700	15,484	15,650	15,852	15,759	15,882
福井市	5,234	6,224	5,186	6,470	5,869	5,889
永平寺町	490	81	288	218	322	278

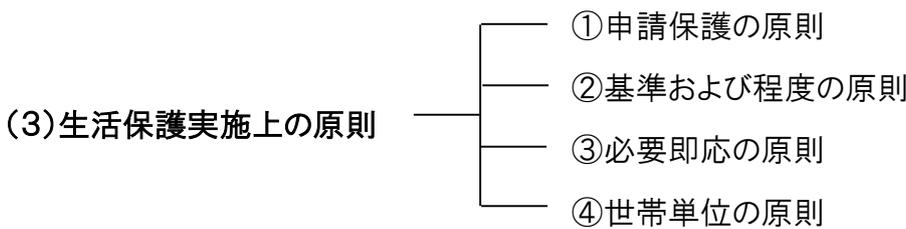
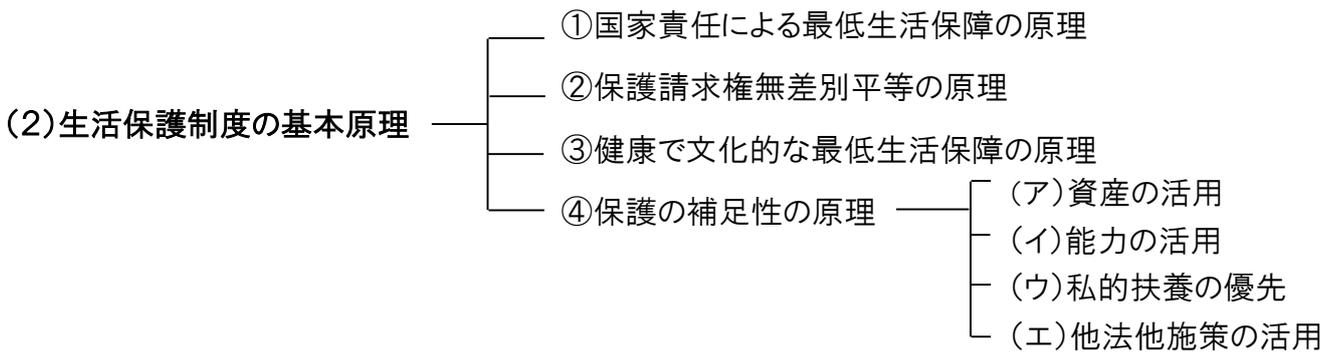
(福井県赤十字血液センター調べ)

5 生活保護・生活困窮者自立支援

1 生活保護制度

(1)生活保護制度の目的

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念により、昭和25年に制定された生活保護法に基づいて、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



(4)保護の要否

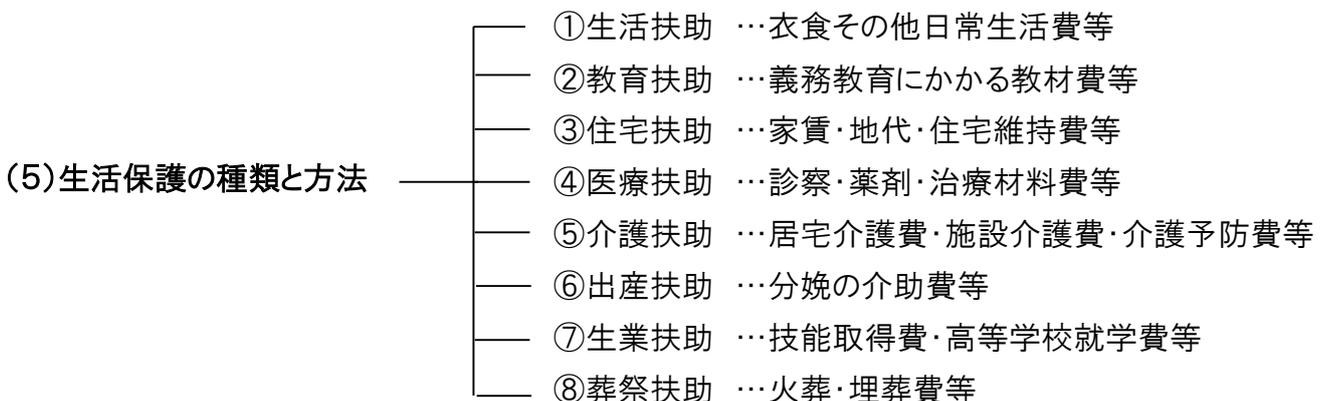
最低生活費に収入が満たないときに、不足分が保護費として支給されます。

(保護が受けられる場合)

(保護が受けられない場合)

最低生活費	
収入	保護費

最低生活費
収入



(6)実施状況

管内における生活保護受給者は、10年前の平成24年度には32世帯36人に対し、令和4年度は32世帯34人と、ほぼ同水準となっています。

ただし、今後は生活必需品等の物価上昇が続く場合に家計に余裕がなくなること。さらに、ひとり暮らしの高齢世帯の増加により、要保護者は徐々に増えていくものと考えられます。

管内の被保護世帯は、高齢者、傷病者・障がい者が全体の8割以上を占めており、町、民生委員、医療機関、介護サービス事業所等と密接な連携を取りながら、適切な援助方針を立てて支援を行っています。また、稼働年齢層の被保護者については就労意欲の喚起を図り、福井公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を図るなど、経済的自立への支援を行っています。

表1 管内被保護世帯数 構成員別 (令和5年3月31日現在) (世帯数)

構成員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
3年度	31	2	0	0	0	0	33
4年度	30	2	0	0	0	0	32
4年度構成比(%)	93.8	6.2	0.0	0.0	0.0	0.0	100

表2 管内被保護世帯数 世帯類型別 (令和5年3月31日現在) (世帯数)

世帯類型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	計
3年度	19	0	9	5	33
4年度	17	0	10	5	32
4年度構成比(%)	57.1	0.0	31.3	15.6	100

表3 管内被保護人員数 年齢区分別

(令和5年3月31日現在) (人)

年齢区分	幼少年年齢層			稼働年齢層				老齢年齢層			合計
	0～5歳	6～14歳	小計	15～19歳	20～59歳	60～64歳	小計	65～69歳	70歳以上	小計	
3年度	0	0	0	0	8	6	14	2	19	21	35
4年度	0	0	0	0	6	7	13	2	19	21	34

2 生活困窮者自立支援制度

(1)生活困窮者自立支援制度の目的

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計改善相談支援事業、学習・生活支援事業を行っています。この制度は、生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するための支援を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることを目的としています。管轄区域は生活保護と同じく永平寺町1町となっています。

令和4年度の新規相談受付件数は 3件、就労者数は 0人、生活保護受給に至った方は 0人でした(表4)。また、令和4年度の学習教室参加者数は、小学生5人、中学生3人で、延べ参加者は205人でした(表5)。

(2)生活困窮者自立支援制度の内容

- ①自立相談支援 …相談者の状況や抱えている問題をアセスメントし、自立に向けたプランを個別に作成し支援をします。
- ②住居確保給付金 …離職等により住居を失った、もしくは失うおそれのある場合、就職に向けた活動を条件に家賃相当額を一定期間給付します。
(収入・資産の要件あり、支給期間:原則3か月)
- ③就労準備支援 …直ちに就労することが困難な方に、一般就労に向けた支援および就労機会の提供を行います。

- ④家計相談支援 …相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画作成や関係機関へのつなぎ、貸付のあっせん等により早期の生活再建を支援
- ⑤子どもの学習支援 …生活困窮家庭、ひとり親等の小学生・中学生を対象とする学習教室の実施

表4 自立相談支援状況（件）

	新規相談 受付数	就労者数	生活保護 受給開始者
3年度	7	1	0
4年度	3	0	0

表5 学習教室参加者数（人）

	小学生		中学生	
	実人数	延人数	実人数	延人数
3年度	5	73	2	28
4年度	5	130	3	75

(3)新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、社会福祉協議会が総合支援資金の再貸付など特例貸付の延長や運用変更を行ってきましたが、令和4年9月30日に特例貸付の受付を終了しました。

特例貸付のうち緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付について、令和5年1月から償還が始まり、借受人に対し、償還手続きや償還免除の申請を適切に案内するとともに、特に支援が必要であると考えられる借受人に対するフォローアップ支援として、自立支援機関（福祉事務所等）へつなぎ、生活再建の可能性等の検討を行った上で、償還猶予の延長や償還免除の適用等が行われています。

6 児童福祉

県では、「福井県子ども・子育て支援計画」(計画期間:令和2年度から5年間)を策定し、子育て支援のためのさまざまな施策を実施しています。当センターにおいても、市町や児童相談所等と連携し、児童福祉の推進に努めています。

1 家庭相談員による相談支援

家庭相談員が関係機関と緊密な連携を取りながら、必要な相談対応・援助を行っています。

		養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	合計
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
3 年度	実人数	3	9	3	0	0	0	0	0	1	0	0	3	3	1	1	12	36
	延件数	32	141	9	0	0	0	0	0	39	0	0	94	40	67	13	205	640
	延件数 構成比 (%)	5.0	22.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	0.0	0.0	14.7	6.3	10.5	2.0	27.8	100.0
4 年度	実人数	3	2	3	0	0	0	0	0	6	0	0	0	2	2	0	19	37
	延件数	5	24	28	0	0	0	0	0	140	0	0	0	27	23	0	233	480
	延件数 構成比 (%)	1.0	5.0	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.2	0.0	0.0	0.0	5.6	4.8	0.0	48.5	100.0

7 障がい者(児)福祉

県では、「第6次福井県障がい者福祉計画」(計画期間:平成30年度から5年間)を策定し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを行っています。

当センターにおいても、身体障害者手帳の交付、特別障害者手当・障害児福祉手当の支給等を行い、身体障がい者の福祉向上に努めています。

1 身体障害者手帳の交付

補装具、各施設入所などの各種援助を受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引などのサービスを受ける場合の身体障がい者の証票として交付しています。

表1 健康福祉センター別身体障害者手帳交付者数 (令和5年3月31日現在) (人)

センター	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				鯖江	武生			
4年度	1,066	5,471	3,237	4,353	4,058	4,193	2,731	25,109

表2 障がい等級別身体障害者手帳認定者数(永平寺町内) (令和5年5月31日現在) (人)

	重度障がい者		3級	4級	5級	6級	計
	1級	2級					
視覚	26	18	6	6	8	4	68
聴覚・平衡	2	17	12	26	0	46	103
音声・言語・そしゃく	1		5	7			13
肢体	117	110	123	145	39	35	569
内部	169	10	74	60			313
計	315	155	220	244	47	85	1,066

※重複障がいにより、認定件数と交付者数は一致しない

2 特別障害者手当等の支給

身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の最重度障がい(児)者について、その負担を軽減する手段として手当を支給しています。

表3 特別障害者手当等の受給者数(永平寺町)

	受給者数(人)		手当月額 4年度
	3年度	4年度	
特別障害者手当	19	25	27,300円
障害児福祉手当	6	6	14,850円

3 福祉のまちづくり

(1)福祉のまちづくり条例

県では、障がい者や高齢者等を含む全ての方が、身体等の機能上の制限を受けることなく、自らの意思で自由に行動し、社会に参加し、交流することができるよう、「福井県福祉のまちづくり条例」を制定し、県民、行政および事業者が協力して施策を推進しています。

(2)施設等の整備

福祉のまちづくりを実現していくためには、不特定多数の人が利用する施設について、障がい者や高齢者等に配慮した出入口、廊下、階段、エレベーター、誘導ブロックや案内表示等を整備することが必要です。整備基準に適合している施設には、「適合証」を交付しています。

表4 適合証交付施設状況(永平寺町)

(令和5年3月31日現在)(件)

施設区分	医療施設	社会福祉施設	商業施設	宿泊施設	教育施設	集会施設	公益事業施設	合計
3年度	1	5	2	1	1	2	1	13
4年度	1	5	2	1	1	2	1	13

(3) ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場)利用証制度

県では平成19年10月から、ハートフル専用パーキング制度を実施しています。

公共施設やショッピングセンターなどで、障がい者、高齢者、けがをされている方、妊娠中や産後の方など歩行が困難な方が、駐車場を快適に利用できるよう、県内共通の「利用証」を交付しています。

表5 利用証交付数・協定施設数

(令和5年3月31日現在)(件)

	福井市・永平寺町内
有効交付数	3,185
協力施設数	284

※ 有効交付数とは、利用証の有効期限が切れていない枚数

8 女性福祉

女性を取り巻く問題は、当初、売春防止法に基づく婦人保護が主なものでしたが、近年では、個人の尊厳を脅かす配偶者等からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス(DV)や男女問題、離婚問題など、社会状況の変化とともに大きく変わってきています。

当センターでは、DV被害者等に対して、女性相談員が関係機関と緊密な連携を取りながら、必要な相談・援助を行っています。

女性相談受付状況（件数）

	(ア)人間関係																		
	夫等			子供			親族			交際相手				家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	(ア)小計
	夫の暴力	離婚問題	夫の他の酒乱	子供の暴力	養育不能	子供の他の問題	親の暴力	他の親族の暴力	他親族の問題	交際相手の暴力	暴交際の相手	同性間の交際相手の暴力	問交際相手のその他						
3年度	50	9	2	0	0	12	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	77
4年度	29	0	0	0	0	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	40

	(イ)経済関係				(ウ)医療関係				(エ)その他			(ア~エ)合計
	生活困窮	求職	借金その他	(イ)小計	精神的問題	妊娠・出産	病気のその他	(ウ)小計	帰住住宅先問	その他	(エ)小計	
				計				計			計	計
3年度	1	0	0	1	0	0	2	2	1	0	1	81
4年度	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	50

4年度は、女性からの相談のみで、約半数がDV相談でした。DV相談については、一人当たり平均約7回の相談に対応し、助言および精神的な支援を行いました。

9 母子・父子・寡婦福祉

県では、「第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画」(計画期間:H30から5年間)を策定し、ひとり親家庭の支援のための様々な施策を実施しています。

当センターにおいても、母子・父子自立支援員が母子・父子・寡婦のあらゆる相談に応じ、精神的、経済的自立に必要な助言指導を行っています。

表1 母子・父子・寡婦相談受付状況 (件数)

		生活一般						児童				生活支援					計
		住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	養 育 費	そ の 他	養 育	教 育	非 行	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 援 護	そ の 他	
3 年 度	相談 件数	0	0	4	6	1	15	6	3	0	0	2	0	1	0	0	38
	相談 回数	0	0	32	175	4	97	162	127	0	0	17	0	1	0	0	615
4 年 度	相談 件数	0	0	1	1	0	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	9
	相談 回数	0	0	16	18	0	4	33	38	0	0	0	0	0	0	0	109

表2 支援制度一覧 (抜粋)

制 度 名	内 容
児 童 扶 養 手 当	年度末で18歳までの子ども(一定程度の障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の親、または父母の代わりにその子どもを養育している方に支給されます。
ひ と り 親 家 庭 医 療 費 助 成	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の親と、その20歳未満の子どもの医療費について、医療費の一部負担金分を助成します。
母子・父子・寡婦福祉資金 貸付	ひとり親家庭および寡婦の方の生活安定と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行っています。
ひとり親家庭子どもの学習 支援	ひとり親家庭等の、主に小・中学生を対象として、元教員や元塾講師等による学習会を開催しています。

10 感染症対策

感染症に関する正しい知識の普及や流行予測調査の広報を行うなど、感染症発生の予防に努めています。

一方、感染症発生時には、拡大防止のため、患者が適正な医療を受けることができるよう支援し、感染の拡がりの調査、消毒や手洗い等の指導、接触者の健康診断等を実施しています。

また、結核やエイズ、肝炎についても感染防止、治療支援、相談等の対応をしています。

1 感染症対策

(1) 感染症発生時対応

医師からの感染症発生届や社会福祉施設等からの集団感染事例の報告を受けたときは、感染経路等を究明し、感染拡大を防止するため、必要に応じ発症までの行動、職業、家族構成、食事内容などを調査します。また、当該感染症の特性によっては、入院勧告、消毒命令、就業制限、接触者(患者と身近に接した家族、友人、グループなど)の健康診断、二次感染予防の指導を行うこともあります。

(2) 感染症発生届出状況

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づく感染症発生届については、全ての医師が届出を行う感染症(全数把握)と、指定した医療機関のみが届出を行う感染症(定点把握)があります。そして1～4類感染症、新型インフルエンザ感染症、指定感染症、それらの疑似症、5類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん及び麻しんについては、直ちに届出が必要となります。その他の5類感染症は全数把握と定点把握に区分されています。

表1 感染症発生届出状況

(令和4年)

感染症発生届出疾患		管内 (件)	福井県 (件)
1 類		0	0
2 類	結核	0	58
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	0	12
4 類	E 型肝炎	0	3
	日本紅斑熱	0	1
	レジオネラ症	2	12
	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	0	1
5 類	アメーバ赤痢	0	3
	ウイルス性肝炎	0	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2	8
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	2
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	4
	後天性免疫不全症候群	0	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	13
	梅毒	7	65
	破傷風	1	1
	百日咳	0	1
	新型インフルエンザ感染症	新型コロナウイルス感染症 ※令和5年5月8日~5類感染症	1,855 (第7波:2022/7/1 ~9/25)

注 感染症は、症状の重さや病原体の感染力の強さなどにより、1~5 類までの 5 種類に分類されています。

(3) 感染症発生動向調査(感染症サーベイランス事業)の実施

感染症の発生・流行状況を正確に把握し、適切な予防対策を行うために感染症発生動向調査を行っています。調査の集計分析については、全国の情報と併せて管内の市町・医療機関などの関係機関に還元しています。

福井県衛生環境研究センターが全県分の集計分析を行い、市町・医療機関など関係機関に還元し、予防対策に役立てています。

管内で流行している感染症については、警報を発すると共に、当センターのホームページにも予防方法も含めて掲載し、注意を呼びかけています。

(4) 感染症に関する連携会議の開催

災害発生時や緊急の対策を要する感染症発生時には、住民に身近な市町と連携して感染症対策を実施することとなるため、健康福祉センターと市町との連携や対応等の確認を行い、緊密な関係を築くことにより、平常時および緊急時の感染症対策を円滑に行うための会議を開催しています。

表2 感染症に関する連携会議 開催状況 (令和4年度)

開催日	出席者	内容
10月25日(火)	管内町関係各課	連絡体制の整備について 災害時における感染症対策について 等

(5) ライフステージ別感染症予防教室の開催

感染症に関する正しい知識の普及を図るため、学校、施設、各種団体に対し様々な機会を通して感染予防や施設内で感染症が発生した際の感染拡大防止等に関する研修会等を開催しています。

表3 ライフステージ別感染症予防教室(結核・エイズ予防関連除く)開催状況 (令和4年度)

開催日	対象者	内容
11月17日(木) 11月28日(月) 11月29日(火)	管内の高齢者施設 事業所	医師、保健師による施設ラウンド、助言

(6) 定期予防接種実施状況の把握

予防接種は、平成6年の法改正により、義務接種から勧奨接種となり、接種方法も集団接種から個別接種へ切り替えられ、市町が主体となり行っています。当センターでは、管内の定期予防接種実施状況や予防接種副反応報告^{*1}、予防接種事故状況^{*2}等を把握しています。

予防接種副反応報告^{*1}

予防接種後にまれに健康被害が現れることがあります。保護者等から相談を受けた市町は、適切に対応するとともに、県を經由して国へ報告しています。

〔報告内容の例〕

- ・ 頭痛、倦怠感、食欲不振で経過観察し1か月で消失
- ・ 接種部位の掻痒感と発赤、腫脹、化膿、潰瘍等

予防接種事故状況^{*2}

市町は、予防接種に係る事故の発生防止に努めるとともに、事故が発生した場合には迅速に把握できる体制を取っています。健康被害につながるおそれのある事故であれば、県を經由して国へ報告しています。

〔報告内容の例〕

- ・ 日本脳炎を1期初回接種後6か月にならない時期に追加接種
- ・ 4種混合ワクチンを生後3か月に満たない時期に接種
- ・ 有効期限を超過したワクチンを接種

2 結核対策

(1) 結核発生動向

結核患者数は、医療や生活水準の向上により減少傾向にあるものの、全国ではいまだに年間1万人程の新登録患者が発生しています。特に近年、抗結核薬が効かない多剤耐性結核の発生、住所不定者や外国人などの感染、高齢者における再発など、新たな課題がみられています。

表3 新登録患者の年次推移（潜在性結核感染症は除く）

区分	30年		元年		2年		3年		4年	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率
管内	34	12.0	1	5.2	1	5.3	2	10.6	0	0
福井県	76	9.8	69	9.0	63	8.2	51	6.7	42	5.6
全国	15,590	12.3	14,460	11.5	12,739	10.1	11,519	9.2	10,235	8.2

※令和元年分から永平寺町のみ計上

表4 新登録患者年齢別活動性分類

(令和4年)

活動性分類 年齢別	活動性結核								潜在性結核感染症 (別掲)	新登録患者に占める割合 (%)	
	総数	肺結核				活動性					肺結核 外核性 活動性
		総数	喀痰	塗抹	陽性	その他 結核菌	菌陰性 その他				
計	0										
0~4											
5~9											
10~14											
15~19											
20~29											
30~39											
40~49											
50~59											
60~69											
70以上											

また、毎年12月31日時点で登録されている結核患者を、病状と治療状況により「活動性結核」と「不活動性結核」に分類し、患者数を把握しています。

表5 全登録患者市町別活動性分類（件数）

（毎年12月31日現在）

市町別	活動性分類	登録者総数	活動性結核							不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症 (別掲)	有病率 (人口10万対)
			総数	肺結核活動性			肺外核活動性						
				登録時総数	喀痰塗抹陽性 初回治療	再治療	登録時 その他結核菌	登録時 菌陰性 その他	登録時 菌陰性 その他				
管内	3年	2	0							2		1	0.0
	4年	2	0							2		1	0.0

※令和元年から永平寺町のみ計上

(2) 結核定期健康診断

結核定期健康診断は、感染症法に基づき、市町村長および事業所、学校、施設の長が実施義務者となって行います。高齢者などの感染ハイリスク者、医療従事者や教育関係者等、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者、高校生以上の学校入学者が主な対象者となっています。当センターでは、健診の実施状況を把握し、受診率向上のための周知を行っています。

(3) 結核定期外健康診断(家族・接触者健診、管理健診)

結核患者が発生した場合は、感染拡大の防止のため、患者、家族、接触者への迅速な訪問・面接調査を行い、必要な方に健康診断を実施することにより、新たな感染者および発病者の早期発見につなげています。

また、治療終了者に対して管理健診を実施し、再発があれば早期発見できるよう努めています。

表6 結核定期外健康診断実施状況

(令和4年度)

区分 対象	対象者数 (延人数)	受診数(件)		受診率 (%)	検査区分(件)			
		保健所	医療機関		ツ反	喀痰	X線検査	IGRA検査
接触者	2	2	0	100.0	0	0	0	2
結核治療終了者	2	0	2	100.0	0	0	2	0

(4) 感染症診査協議会

平成19年4月1日から福井県感染症診査協議会を県内6センターで1つ設置し、当センターが事務局となっています。診査会では以下のことについて調査審議し、人権を尊重した適切な医療を提供できるよう努めています。

- ・ 結核等の感染症患者に対する入院の勧告・措置、入院の延長に関する事項
- ・ 結核等の感染症患者の就業制限に関する事項
- ・ 結核等の感染症患者の医療費公費負担の要否の診査
- ・ その他結核等の感染症対策の推進に必要な事項

(5) 結核患者地域DOTS(直接服薬確認療法)事業

平成24年4月からは全結核患者を対象とし、確実に抗結核薬を服用させることにより結核のまん延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防することを目的に、以下のような地域DOTS事業を実施しています。

- ・ 個別支援計画の作成・決定
- ・ 患者訪問
- ・ 服薬支援の実施
- ・ 医療機関とのDOTSカンファレンスの実施による治療状況の把握

表7 結核患者家庭訪問・相談状況

	訪問指導(人)		相 談(人)	
	実件数	延件数	面 接	電 話
令和3年度	4	25	0	4
令和4年度	2	4	0	1

表8 新登録結核患者地域DOTS開始時の服薬支援頻度 (令和4年度)

服薬支援頻度	人数(人)
原則毎日服薬確認	0
週に1回程度の訪問・電話連絡	0
月1回程度の訪問・連絡確認	0
入院中のため病院に服薬支援を依頼	0
未実施(治療開始前転出・治療前死亡等)	0

表9 新登録結核患者の治療成績 (令和4年12月31日現在)

治療成績	人数(人)
治療中	0
治療完了	0
死亡(治療中の死亡)	0
転出(治療中の転出)	0
未治療(翌年から治療開始等)	0

(6) 結核予防普及啓発

結核予防普及啓発のため、当センターにてパネルやポスター等の展示・設置、社会福祉施設や医療機関等の各関係機関等にパンフレット・リーフレットの配布を行うなど、結核予防普及啓発に努めています。

表10 普及啓発実施状況

(令和4年度)

実施日	対象および開催場所	実施内容
9月24日～30日 (結核予防週間)	【対象】 研修、講習会の参加者	資料の配布 ・結核予防に関するパンフレット・リーフレット
9月24日～30日 (結核予防週間)	【設置場所】 福井健康福祉センター 1階ホール、2階カウンター	結核予防週間の普及啓発 ・結核予防啓発パネル・ポスター展示 ・結核に係る資料、パンフレット等設置

3 エイズ予防対策

(1) エイズ相談・HIV抗体検査

面接相談や電話相談(随時)の実施、定例の HIV 抗体検査日を設ける等、感染防止のための正しい知識の説明や感染に対する不安の解消に努めています。

表11 エイズ相談・HIV 抗体検査数の年推移(人)

区分		年度別				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	県 計	874	823	318	204	237
	当センター	568	154	58	53	28
検査件数	県 計	417	428	153	105	124
	当センター	238	68	20	19	11

表12 HIV抗体検査内訳(性別、年齢階層別)(人)

	19歳以下		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
3年度	0	0	5	2	3	2	3	0	2	1	1	0	0	0	19
4年度	0	0	3	0	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	11

(2) エイズ予防啓発事業

エイズを含めた若年層やハイリスク者の性感染症について、各関係機関と連携しながら予防啓発活動を展開しています。6月の「HIV 検査普及週間」や12月の「世界エイズデー」のイベントに合わせ、広報誌への掲載や各関係機関へ当センター作成ちらしの配布、街頭キャンペーンや当センターにおいてパネルやポスター等の展示・設置を行っています。

4 肝炎対策

ウイルス性肝炎は国内最大級の慢性感染症で、B型肝炎、C型肝炎合わせて全国で300万人以上とも推定されています。肝炎のまん延防止のためには、早期に感染を発見し、適切な治療を行うことが重要です。

(1) 肝炎ウイルス相談・検査

平成23年度から、定例エイズ相談・HIV抗体検査実施日に合わせて、B型・C型肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

表13 相談・検査数(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む) (令和4年度)

相談件数(件)		検査件数(件)			
B型肝炎	C型肝炎	平日		夜間	
		B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎
41	13	11	11	0	0

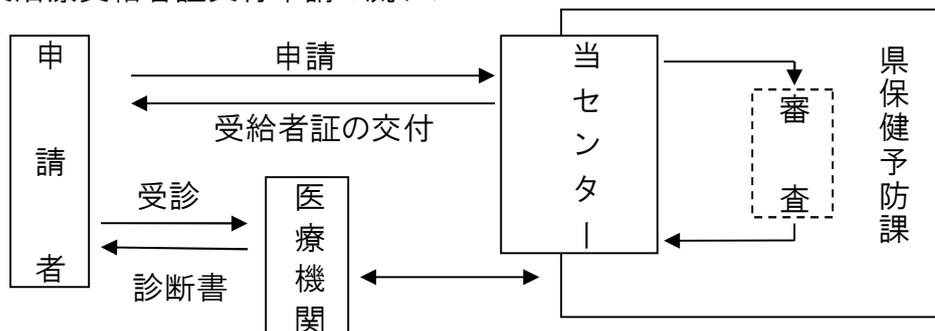
(2) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎は、適切な治療によって、肝硬変、肝がんといった合併症を防ぐことが可能な疾患です。しかし、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療は、月額の治療費が高額であり、核酸アナログ製剤治療は累積の治療費が高額になります。そのため、これらの治療に対して医療費助成が行われています。

表14 肝炎治療受給申請数(受給決定者数) (令和4年度)

	管内(人)
インターフェロン治療	0
インターフェロンフリー治療	0
インターフェロンフリー治療(再治療)	0
核酸アナログ製剤治療(新規)	0
核酸アナログ製剤治療(更新)	27
合計	27

<肝炎治療受給者証交付申請の流れ>



11 健康危機管理体制の整備

健康福祉センターが対応の先頭に立つべき事象として、自然災害や新型インフルエンザ等感染症発生、食中毒、医療安全、精神保健、児童虐待、環境汚染等に係る健康危機が挙げられます。職員が迅速、的確かつ組織的に対応ができるよう、所内の体制の整備を図っています。健康危機管理マニュアルの整備、研修会・通報訓練等の実施を通じて、職員の意識を高めるとともに、資質の向上に努めています。

表 1 活動実績

(令和4年度)

項 目	内 容
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡網の整備 ・対応物品等の配置と管理
健康危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各課・室に健康危機管理担当者を配置、月 1 回委員会を開催 ・健康危機管理に関する情報・資料の提供、所内研修等の企画
所内研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機発生時の当センターの対応と役割(6/24、27) ・緊急通報訓練(メール訓練) ・個人防護具着脱訓練(10/31、11/2)
健康危機管理事象 報告会	<p>所内で健康危機管理事象を報告し、情報交換することで、危機対応能力の向上を図る。</p> <p>令和4年度は報告事例なし</p>
各種マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井県健康危機管理対応要領」等の整備 ・「健康福祉センターの危機管理対応要領」の整備 ・「健康福祉センター災害時対応要領」の整備 ・「高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について」の整備
関係機関との連携	実施なし
高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・福井地域家畜防疫現地対策本部研修会参加(9/13)
新型インフルエンザ等発生時対応	実施なし

12 在宅医療

国は、超高齢化社会を迎えるにあたり、病気や障害があっても自宅等住み慣れた環境で療養ができ、自分らしい生活を送ることができるよう在宅医療・介護の提供を推進しています。

平成30年3月に策定された「第7次福井県医療計画」では、施策の基本的方向として、在宅医療推進体制の整備、在宅医療環境の整備、地域住民への在宅医療の普及啓発が示されています。

また平成28年5月には、医療計画の一部として、必要となる病床数と将来あるべき医療体制を実現するための「福井県地域医療構想」が策定されました。

1 福井地域医療連携体制協議会の開催

(地域医療構想の策定・第7次福井県医療計画の推進)

当センター管内における医療・介護の体制整備や連携推進を図ることを目的に、管内医師会、歯科医師会、薬剤師会、急性期医療機関、在宅医療関係者、市町の代表者で構成された協議会を開催しています。

表1 協議会開催状況

(令和4年度)

日時	会場	出席者(委員)	内容
3月17日 (金)	当センター	福井県医師会 福井市医師会 福井市歯科医師会 福井市薬剤師会 福井県看護協会 協会けんぽ 医療機関 在宅医療関係者代表 管内市町担当課	1 地域医療構想にかかる各医療機関の対応方針について 2 公立病院経営強化プラン策定状況について 3 休止病床、過剰病床機能への転換等に関する対応について 4 外来機能報告および紹介受診重点医療機関について 5 地域で不足する医療機能に関する届出状況等について 6 病床機能再編支援補助金の活用について

2 在宅医療・介護連携推進事業の実施

医療と介護が連携し、入退院患者の情報を確実につなぐ仕組みを整備することを目的として、病院や地域で入退院に携わる担当者、市町担当で検討会を実施し、『福井県退院支援ルール』を作成、平成28年4月から運用しています。平成30年度には入院前から退院後までの一体的な支援を行うように名称を「福井県入退院支援ルール」に改正しました。

入退院支援ルールの運用について、医療機関やケアマネジャー等の医療と介護の関係者による圏域検討会を開催しています。またルールの普及、定着により令和2年度から保健所圏域ごとの医療・介護連携に関する研修会の開催、名簿と診療報酬を更新したルール配布、3年ごとのアンケートの実施、ルール改定の際に適宜代表者会議を開催することとなりました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため従来の圏域検討会に替わって、書面にて①「入退院支援ルールに関する意見聴取」について関係機関への照会、②病院と介護の連携に関するアンケートの実施を行いました。また、「令和元年度医療と介護の連携に関するアンケート集計結果」の送付を行いました。

令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑みて、実施しませんでした。

13 健康づくりの推進

福井県では、生活習慣病予防を中心に全ての県民の健康づくりの行動指針となる「第4次元気な福井の健康づくり応援計画(平成30年3月改定)」を策定し、「第3次福井県がん対策推進計画」「第7次福井県医療計画」「第3次医療費適正化計画」他の関係計画との整合性を図っています。それらの計画により、県民主体の健康づくりを支援する様々な施策を展開しています。

1 がん予防推進

受診率アップに向け、母の日や父の日、様々な健康週間を捉えて、ショッピングセンター等で、県内一斉にキャンペーンを実施しています。しかし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、「がん検診普及啓発キャンペーン」、町と共催の「がん検診推進医による検診受診率向上対策事業」は、中止となりました。

2 禁煙推進

世界保健機関(WHO)が定めた「世界禁煙デー」の5月31日を中心に、街頭で禁煙キャンペーンを開催し、学校や事業所等の喫煙防止対策として、ポスター・パンフレットの配布等を実施していますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止となりました。

また、「健康増進法の一部を改正する法律」(平成31年2月22日公布)により、望まない受動喫煙防止のための屋内全面禁煙を推進し、受動喫煙防止対策について周知活動を実施しておりますが、感染対策を講じた上で、人数を制限して開催しました。

表4-2 受動喫煙防止対策の周知活動実施状況 (令和4年度)

月 日	内 容	場 所	対 象	配布数 (部)
9月6日(火)	たばこ対策に関する普及啓発 受動喫煙防止対策の周知	ユーアイふくい	福井県労働基 準協会員	209
9月28日(水)	・飲食店等における受動喫煙 防止の普及啓発	県立図書館	食品衛生協会 員	100

3 「一市町一健康づくり」の推進

県では、健康づくり運動の更なる活発化を図るため、平成27年度より、県内の保健推進員等を総称して「わがまち健康推進員」とし、全県レベルで交流・学習できる機会を創出し、市町と共に健康づくり運動を広げていくことを進めています。

さらに、県民の健康づくり機運を盛り上げるため、「わがまち健康づくり応援事業」を創設し、市町の健康づくりを支援しています。毎年インセンティブの取組みを住民に広めるため、市町の健康リーダーとして活動するわがまち健康推進員の学習、交流の場として、「わがまち健康推進員リーダー研修会」を開催しています。

表5 「わがまち健康推進員」登録状況 (令和4年5月末現在)

市町	団体名	人数(人)	推進員累計登録人数
福井市	福井市保健衛生推進員会	742	1,660
	福井市食生活改善推進員連絡協議会	104	191
永平寺町	永平寺町保健推進員	76	180
	永平寺町食生活改善推進員会	66	86

* 累計登録人数: 令和4年度の累計登録人数については、平成27年度の登録人数+平成28年度～令和4年度の新規追加人数

4 働き盛り世代へのアプローチ

地域や職域での健康課題への対策について連携して取り組むことで、働き世代に対する生活習慣病の発症、重症化予防等の健康づくり関連事業が効果的に行われるよう「地域・職域連携推進協議会」を設置し、情報共有および意見交換を行っています。

(令和4年度)

月 日	内容	委員構成	場所
令和4年 12月1日(木)	1. 「地域・職域連携推進事業について」 2. 地域・職域連携事業目標設定のためのデータについて ①わがまち健康カルテ(永平寺町) ②特定健康診査・特定保健指導状況 がん検診受診率(県まとめ) ③医療費等集計データ(協会けんぽ) 3. 意見交換 令和2年度ブレイン・ライティング結果を踏まえた今後の取組みについて	労働基準監督署、協会けんぽ、医療機関代表、食品衛生関係団体、商工会、永平寺町保健担当課および国保担当課等 12名	永平寺町役場 3階大会議室

5 国保ヘルスアップ支援事業

平成30年度から、県は市町とともに国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすことになり、市町国保の保健事業等に対して、必要な助言および支援を行うことになりました。特に、国民健康保険被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等のために、支援体制の整備を行っています。

表6 保険者努力支援制度ヒヤリング (令和4年度)

月 日	内容	委員構成	場所
7月13日(水) 10:00~11:00	市町の健康づくり・保健事業の評価支援	福井市健康づくり・国保担当者、県健康政策課、福井健康福祉センター 11名	Web 開催
7月25日(月) 10:00~11:30	市町の健康づくり・保健事業の評価支援	永平寺町健康づくり・国保担当者、県健康政策課、福井健康福祉センター 7名	Web 開催

表7 国保ヘルスアップ支援事業「市町高血圧対策支援事業」について (令和4年度)

月 日	内容	委員構成	場所
R5年3月31日 (金) 10:00~12:00	講演：減塩（かるしお）の取り組み内容や年代別における減塩の取入れ方等について 講師：国立循環器病研究センター腎臓・高血圧内科部長吉原史樹氏	福井市健康管理センター4名 永平寺町保健センター1名	Web 開催

表 8 市町対象研修会開催状況

(令和4年度)

月 日	内容	委員構成	場所
10月13日 (木) 13:30~ 16:00	<p>【第1回データヘルス計画モニタリング研修会】</p> <p>①事前課題に対する助言 講師:若狭健康福祉センター所長 四方啓裕氏 福井大学医学部プライマリケア講座教授 井階友貴氏 福井大学医学部看護学科 准教授 北出順子 氏</p>	福井市保険年金課1名、永平寺町住民福祉課・保健センター2名	ZOOMによるWeb研修
R5年3月22日(水) 13:30~ 15:30	<p>【第2回データヘルス計画モニタリング研修会】</p> <p>①講演:「成果を出せ!そのためにPDCAサイクルを回す」 講師:若狭健康福祉センター所長 四方啓裕氏</p> <p>②講演:「データヘルス計画の策定の手引きを読み解く」 講師:福井大学医学部看護学科 准教授 北出順子 氏</p>	福井市保険年金課1名、永平寺町住民福祉課・保健センター2名	ZOOMによるWeb研修
9月14日 (水) 13:30~ 16:00	<p>【糖尿病性重症化予防セミナー】</p> <p>①講演「糖尿病性腎症重症化予防事業の取組み状況」 講師:福井県健康政策課・福井県国保連合会</p> <p>②情報交換「糖尿病性腎症重症化予防事業における現状と課題」 福井県国保連合会保険者支援課主任 柏谷美有紀 氏</p>	永平寺町1名参加	ZOOMによるWeb研修
R5年3月15日(水) 10:00~ 11:30	<p>【国保糖尿病性腎症重症化予防支援事業】</p> <p>事業内容説明:健康政策課</p> <p>①事例報告 各市町担当栄養士(鯖江市・若狭町・小浜市・大野市)</p> <p>②スキルアップ講座</p>		ZOOMによるWeb研修

14 栄養改善指導

県では、国の「健康日本21(第2次)」に基づく第4次計画として、平成30年3月に「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、「『健康長寿日本一』に向けて、健康寿命のさらなる延伸」を目指しています。「子どもから高齢者までの生涯を通じた健康づくり」の栄養・食生活の取り組みとして、子ども・学生世代には食育の推進、若者・働き世代には健康的な食生活を確立するための食環境整備、高齢者世代には、地域における自立した日常生活を支援するための施策を実施しています。

1 食生活・栄養管理支援事業

給食施設の栄養管理責任者へのスキルアップを目的とした研修や情報提供を行うことで、利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進し、ひいては県民の健康づくり、および栄養・食生活改善に向けた環境整備を図っています。また、健康増進法に基づく特定給食施設(1回100食以上または1日250食以上の給食施設)を中心に個別指導や集団指導を行い、適切な栄養管理の実施を推進しています。令和4年度は、SNSを使った情報発信などの方法でも実施しました。

表1 食生活・栄養管理研修会実施状況

(令和4年度)

月日	目的	内容	参加人数	方法・場所
6月29日 (水)	「ふくい100彩ごはん」および受動喫煙の周知および食品関係事業者に対する健康教育	テーマ：外食・中食・配食の認証と普及 説明：ふくい100彩ごはん他県の取組説明(ふくい100彩ごはん、結核、がん、たばこ、こころについてチラシ配布)	管内食品関係事業者 110名	永平寺町 緑の村
8月25日 (木)	給食施設における栄養管理および衛生管理状況の評価と支援	テーマ：学校における栄養管理と衛生管理の充実 ①講義「学校における栄養管理について」 ②講義「給食施設における衛生管理について」 ③質疑応答	管内学校栄養担当者 17名	永平寺町役場 Teams による Web研修

9月27日 (火)	飲食関係事業者に対する健康教育及び県民に対する食環境整備の普及啓発	テーマ：福井県の食環境整備情報発信 ①100彩ごはん、②健康支援型配食サービス、③フレイル予防	Instagram(167投稿)、YouTube(25回閲覧)	Instagram・YouTube配信による健康情報提供
9月28日 (水)	「ふくい100彩ごはん」および受動喫煙の周知および食品関係事業者に対する健康教育	テーマ：外食・中食・配食の認証と普及 説明：ふくい100彩ごはん、他県の取組説明(ふくい100彩ごはん、結核、がん、たばこ、こころについてチラシ配布)	管内食品関係事業者43名	福井県立図書館
10月6日 (木)	給食施設において災害に備えた体制整備および支援	テーマ：災害時の備えや心構え、マニュアル点検について ①講義「給食施設における災害時の給食提供の実際と、平時の準備について」 女子栄養大学准教授 久保彰子 氏 ②事例発表(豪雨災害) 熊本県特別養護老人ホーム五松園 ②情報交換・グループ発表 ③総括・まとめ	県内老人関係施設給食担当者32名 ※管内1名	Web研修(ZOOM)
10月13日 (木)	給食施設において災害に備えた体制整備および支援	テーマ：災害時の備えや心構え、マニュアル点検について ①講義「給食施設における災害時の給食提供の実際と、平時の準備について」 女子栄養大学准教授 久保彰子 氏 ②事例発表(豪雨災害) 熊本県幼保連携型認定こども園人吉乳児保育園 ②情報交換・グループ発表 ③総括・まとめ	県内児童関係施設給食担当者47名	Web研修(ZOOM)
12月5日 (月)	給食施設における栄養管理状況の評価と支援	テーマ：児童福祉施設における栄養管理と衛生管理の充実 ①講義「児童福祉施設における栄養管理について」 ②講義「給食施設における衛生管理について」 ③質疑応答	管内保育関係栄養担当者19名	永平寺町永平寺支所

表2 給食施設指導実施状況

(令和4年度)

		施設数 (件)	巡回指導 件数(件)	研修会参加 施設数(件)	指導・助言件数 (実数)
特定給食施設 (指定施設含む)	学校	7	7	7	7
	病院	1	1	1	1
	老人福祉施設	3	3	3	3
	児童福祉施設	4	4	4	4
	計	15	15	15	15
	指導率(%)		100%	100%	100%
その他の給食施設	学校	5	5	5	5
	老人福祉施設	5	5	2	5
	児童福祉施設	5	5	4	5
	計	15	15	11	15
	指導率(%)		100%	73%	100%
特定+その他の給食施設 計		30	30	26	30
指導率(%)			100%	87%	100%

(集団指導回数4回)

2 食品の栄養成分表示等の推進

平成27年4月に食品表示法が施行され、5年の経過措置期間を経て、令和2年4月1日製造分から原則として、全ての一般用加工食品および添加物に栄養成分表示が義務化されました。

当センターでは、食品関連業者や消費者からの相談業務を行っています。

また、健康増進法第65条第1項に基づき、虚偽誇大広告等についても指導業務を行っています。

表3 栄養成分表示および虚偽誇大広告等指導状況

(令和4年度)

食品表示法(保健事項) (件)	健康増進法(虚偽誇大広告等)(件)
2	0

3 「ふくい100彩ごはん」認証による食環境の整備

福井県の豊富な食材・特産品を活かした低塩分で野菜たっぷりのメニューや健康に配慮した惣菜を「ふくい100彩ごはん」として認証し、これらを提供する飲食店やスーパーマーケット、直売所、コンビニエンスストア、社員食堂、配食事業所等が、県民の健康を食生活の面からサポートする食環境整備を図っています。

令和4年度は、福井市、永平寺町で、飲食・惣菜店等24店舗、配食サービス事業者8店舗、社員食堂8店舗(受託業者3業者)の合計53店舗が認証されました。

表6 「ふくい 100 彩ごはん」認証店舗

(令和4年度)

認証の種類	店舗名	所在地	認証のメニュー名
定食・弁当 (13)	レストラン インブルーブ	福井市真栗町 47-47 ふくい健康の森けんこうスポーツセンター内	みなぎるランチ
	産業会館ミール	福井市下六条町 103 福井県産業会館 1 階	みなぎるランチ
	フェニックスミール	福井市田原 1-13-6 フェニックスプラザ 2 階	みなぎるランチ
	あすわの木	福井市下馬町 51-11 福井県立図書館内	雑穀米の醤油カツ丼
	社会福祉法人竹伸会 総合福祉施設あけぼの園	福井市河水町 5-1-1	ユー・アイ弁当
	COCORO(こころ)	福井市文京 2-9-1 松原病院 1 階	豚生姜焼き定食
	そば音市楼かくれ庵	福井市下馬 2-1906-5	ねばねばとろろぶっかけそば 薬膳蕎麦
	福井市観光物産館「福福館」	福井市中央 1-2-1 ハピリン 2 階	福井名物定食
	ユアーズレストラン水仙	福井市和田中町舟橋 7-1 福井県済生会病院 1 階	福井県産コシヒカリと豚の生姜焼きのヘルシーセット
	永平寺 親禅の宿 柏樹閣 お食事処レストラン水仙	永平寺町志比 6-1	特選精進料理
	永平寺門前 井の上	永平寺町志比 28-2	田舎定食
	むさしの	永平寺町松岡御公領 1005	日替わりランチ
	レストラン WING	永平寺町松岡下合月 23-3 福井大学医学部附属病院内	福井大学栄養部監修ヘルシー弁当
惣菜 (12)	カワグチ ベル店	福井市花堂南 2-16-1 ショッピングシティベル1階	カワグチコロッセ キャベツ入りメンチカツ
	カワグチ エルパ店	福井市大和田 2-1212 ラブリーパートナーエルパ内	
	カワグチ プリズム店	福井市中央 1-1-25 プリズムマート内	

	お惣菜の公楽商店	福井市大和田 1 丁目 101 福井市中央卸売市場鮮いちば内	若狭牛コロッケ
	デリアテール	福井市中央 1-8-1 西武福井店本館地下1階	国産鶏と発芽大豆を使った筑前煮 豚肉と旬野菜の香草フリット
	バロー新田塚店	福井市二の宮 5-18-32	厚揚げ煮 さつまいも天 かぼちゃ天
	バロー米松店	福井市米松 2-21-18	
	バロー福井南店	福井市下馬 3-418	
	バロー豊岡店	福井市豊岡 1-1-25	
	バローやしろ店	福井市種池 2-1001	
	バロー久喜津店	福井市久喜津町 55-1	
	バロー森田店	福井市八重巻東町 6-5	
弁当・惣菜 (9)	ハーツ羽水店	福井市西木田 3 丁目 2802	
	ハーツ学園店	福井市学園 2 丁目 9-22	
	ハーツ志比口店	福井市志比口 2 丁目 11-13	
	グルメ館 新保店	福井市新保北 1-303	ソースカツ弁当 ヘルシーササミカツ ヘルシーチキンカツ
	グルメ館 松本店	福井市松本 3-16-57	
	グルメ館 パリオ店	福井市松城町 12-7	
	グルメ館 福井南店	福井市羽水 2 丁目 802	
	グルメ館 江守店	福井市舞屋町 7-109	
	喜ね舎愛菜館	福井市河増町 9 字 10-1	健幸美食弁当 わかめの酢の物、菜のごま和え、ポテトサラダ、こ煮め、五目千切煮、かきあげ

配食 (8)	まごころ弁当 福井本店	福井市経田 1 丁目 108-4 田中ハイツ 101	普通食
	ごちそう 一乃松(株)一乃松)	福井市御幸 4 丁目 1-8	令和
	宅配クック 123 福井中央店	福井市大町 2-805	普通食 健康ボリューム食
	スバル食品(株)	福井市森行町 24-1	満福膳
	福井県民生活協同組合	福井市開発 5 丁目 1603	おかず盛り(5品)+ご飯小 150g
	ワタミの宅食 福井中央営業所(ワタミ(株))	福井市問屋町 3-101	まごころおかず
	(有)カーフード	永平寺町山王 23-19-1	ぜんちゃん弁当
	企業組合ハンドメイド風ふう	永平寺町松岡下合月 19-12	満腹弁当
社員 食堂 (8)	(株)秋吉グループ本部	福井市下河北町 5-30	ふくい健幸美食味噌汁
	(一財) 新田塚医療福祉センター福井	福井市江上町 58-16-1	カレーとチーズのヘルシーフライランチ

総合病院		フリフリ海老のマヨネーズホイル焼きランチ ヘルシー若鳥揚げ煮ランチ 鶏肉と野菜たっぷり味噌炒めランチ 赤魚のさっぱりマリネランチ たっぷり野菜のごまみそ和えランチ 野菜たっぷり具沢山味噌汁
FBC（日本ミール(株)）	福井市大和田 2-510	みなぎるランチ
福井県警察本部機動隊 （日本ミール(株)）	福井市荒木新保町 3-12	旨みそ汁
(株)福井銀行センタービル (株)ユアーズホテルフクイ	福井市順化 1 丁目 3-3	ふくい健幸美食定食
(株)福井銀行事務センター (株)ユアーズホテルフクイ	福井市今市町 66-7-1	
(株)福井銀行 本店ビル (株)ユアーズホテルフクイ	福井市順化 1-1-1	
福井県済生会病院 (株)ユアーズホテルフクイ	福井市和田中町舟橋 7-1	鯖のカレー煮と豚しゃぶサラダ定食

4 地域の健康づくりリーダー育成

地域の健康づくり活動(食事バランスガイドの普及や郷土料理、行事食、食文化の継承など)を行っている食生活改善推進員の活動を支援しています。

表7 永平寺支部食生活改善推進員状況（令和4年5月末現在）

	会員数(人)
永平寺町	66

表8 母子栄養強化活動事業

(令和4年度)

月日	内容	参加者数(人)	会場
10月27日 (木)	講義：ふくい100彩ごはんプロジェクト 講師：福井健康福祉センター 管理栄養士	永平寺支部 食生活改善 推進員 45 (4回に分け実施)	永平寺町松 岡福祉総合 センター
10月28日 (金)	調理実習：ふくい100彩ごはん大豆料理 100		

5 管理栄養士・栄養士申請

栄養士法に基づき、管理栄養士および栄養士の免許申請事務を行っています。

表11 免許申請状況（令和4年度）

件数	栄養士免許(件)			管理栄養士免許(件)		
	新規	書換え	再交付	新規	書換え	再交付
	0	4	1	1	1	0

15 精神保健福祉

平成7年に制定された精神保健福祉法に基づき、精神障害者の早期治療と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に事業を実施しています。

令和元年度より、福井市の精神保健相談業務や自殺対策業務は、福井市保健所に移譲されましたが、精神保健福祉法に基づく通報対応業務など、一部移譲されていない業務があります。

表1 精神保健福祉の動向(人数) (令和5年3月31日現在)

	入院 (令和5年3月末時点の入院患者数)			通院 (令和5年3月1か月間の実人員)			自立支援 受給者数	精神障害者 保健福祉 手帳交付数
	男	女	合計	男	女	合計		
永平寺町	5	20	25	311	411	722	298	158
福井県	717	905	1,622	14,683	18,862	33,545	15,043	8,151

1 精神保健福祉法に基づく診察・保護申請

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づく通報に対応し、必要に応じて入院措置等を行います。

表2 通報・保護申請状況(件数) (令和5年3月31日現在)

年度		申請・通報状況							処理状況		
		一般 申請	警察官 通報	検察官 通報	保護観 察所長	矯正 施設長	病院 管理者	合計	措置 入院	措置 不要	合計
管内	3年度	7	75	16	1	15	0	114	26	88	114
	4年度	6	58	17	0	10	0	91	28	63	91
福井県	4年度	9	118	39	0	16	1	183	57	126	183

管内：福井市および永平寺町

2 精神障がい者の退院支援の状況

入院をした精神障がい者は、地域生活を送るうえで様々なニーズや課題を抱えていることが多く、円滑な社会復帰の観点からは、そのニーズに応じて、退院後に必要な医療・福祉・介護・就労支援等の支援が受けられることが望ましいです。平成30年3月、国は医療等の支援を包括的、継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的として、「地域公共団体による精神障がい者の退院後支援に関するガイドライン」を作成しました。県においても平成30年9月から当ガイドラインの運用を開始し、退院後支援を実施しています。

3 心の健康に関する相談

(1)精神保健相談

心の健康や受診についての相談、社会復帰相談等のさまざまな精神に関する問題に対して、精神科医、保健師が電話や面接、訪問による相談に応じています。

表3 精神保健相談状況(延べ件数)

年度	3年度	4年度
嘱託医による相談(月2回程度 予約制)	8	8
保健師による相談(随時)	117	182

(2)悩みごと総合相談デーの開催

平成24年度から、一般住民が身近な地域で専門的かつ総合的な相談を受けることができるよう相談会を開催しています。

令和元年度からは、福井健康福祉センター自殺予防対策協議会や専門家・関係機関が協働し、相談に対応しています。

表4 相談デー実施状況

(令和4年度)

月日	開催場所	相談員	参加者延(実)数(人)
9月11日(日)	永平寺町 松岡公民館	精神科医師 臨床心理士	2(2)
3月12日(日)	永平寺町 松岡公民館	精神科医師 弁護士 臨床心理士	5(5)

4 普及啓発活動

自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発することを目的に、住民や関係機関を対象に研修会等を開催しています。令和4年度はゲートキーパー研修を開催しました。

表5 ゲートキーパー研修開催状況

(令和4年度)

月日	内容	対象者	参加者数(人)
12月2日(金)	1. 永平寺町保健計画(自殺対策計画)の概要 説明:永平寺町保健センター 羽柴氏 2. 講義: 「リエゾンナースと考える 大切な命を守るためにできること」 講師:福井県立病院 精神看護専門看護師 山口 達也氏	永平寺町職員	23

5 関係機関との連携

(1) 精神緊急対応に係る連携会議の開催

精神障害者の緊急の対応について、管内警察署・市町との連絡会議を開催しています。

表 6 連携会議開催状況 (令和4年度)

月 日	内容	参加者数(人)
10月	・当センターにおける精神保健福祉業務について ・令和4年度体制についての情報交換・意見交換	書面開催

(2) 福井健康福祉センター自殺予防対策協議会の開催

平成22年度から、関係機関が相互に連携し、自殺予防対策にむけた情報交換や一般住民・関係者を対象とした普及啓発等、必要な取り組みを実施するために、福井地域自殺予防対策協議会を開催しています。

令和元年度からは、福井市の中核市移行に伴い、新たに福井健康福祉センター自殺予防対策協議会として構成員を見直し開催しております。

月 日	参加機関(人数)	協議内容
3月22日(水)	永平寺町 保健センター(1) 永平寺町 福祉保健課(1) 永平寺町 社会福祉協議会(1) 福井健康福祉センター(2)	・全国、福井県、永平寺町の自殺状況について ・福井健康福祉センターにおける自殺予防対策事業について(令和4年度の実施状況説明および、令和5年度の事業内容協議)

(3) 地域精神保健福祉業務連絡会への参画

管内の精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉の関係機関で構成する地域精神保健福祉業務連絡会を開催しています。

(令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催なし)

◇構成機関

医療機関、障害福祉サービス事業所、警察、
社会福祉協議会、精神障害者家族会、ボランティアグループ、
労働関係機関、当センターを含む行政機関 36機関

(4)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

国は、平成 29 年度より、「地域生活中心」の理念のもと、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、社会参加、住まい等が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた事業を展開しています。

当センターでは、令和 4 年度に「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」の設置を目指し、福井市および関係機関と運営委員会を開催しました。運営委員会では、目的や福井地域における精神保健福祉の課題についての共通理解を図り、優先して取り組むべき課題について協議を行いました。令和 5 年度には本会議を開催し、運営委員会において協議された内容について検討を行い、関係機関と連携を図りながら福井地域における課題の解決を図っていく予定です。

6 自主グループへの支援

管内には、精神保健福祉ボランティアや家族会等があり、当センターは、会の運営に関する助言・協力等の実施により自主グループとしての活動を支援しています。

表7 自主グループ一覧

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

名称	開催状況	会員数(人)
精神保健ボランティア「クレヨン」	定例学習会 月 1 回 役員会 随時	34
摂食障害者親の会「バンビの会」	例会 月 1 回	68
精神障害者家族会「あすわ会」	役員会 月 1 回 例会 月 1 回	32

16 母子保健

少子化、核家族化、女性の社会進出等、母と子をとりにくく環境は近年大きく変化しており、母子保健の面でも、それぞれの地域の特性に応じた対策の推進が必要となっています。

当センターは、広域的・専門的・技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児の訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

1 小児慢性特定疾病医療費支給認定

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

表1 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 (単位:人)

市町別 年度別	福井市	永平寺町	管内	福井県
3年度	—	21	21	527
4年度	—	14	14	664

2 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精、または顕微授精の治療を受けた方にその治療費の一部を助成し、不妊治療を受ける機会を増やすことを目的として、平成16年4月1日から、「福井県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

平成26年度からは、男性側要因による不妊治療に対して、平成30年度からは、夫婦そろっての不妊検査と治療に対しても助成制度が拡大されています。

令和4年度からは、不妊治療の保険適用が開始されました。治療開始の初日が令和3年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了された方で、令和3年度までの通算助成回数の上限に達していない場合、1回のみ経過措置として県の助成を受けることができます。

表2 特定不妊治療費助成数(延べ件数)

回数別		1回目	2回目	3回目	4～6回目	7回目以降	合計
当センター 受付分	3年度	55	31	16	6	0	108
	4年度	36	18	6	3	0	63
福井県	4年度	348	90	41	10	0	489

表3 男性不妊治療費助成数(延べ件数)

年度別		助成件数
当センター 受付分	3年度	0
	4年度	0
福井県	4年度	4

3 育児不安解消サポート事業「こあら広場」(対象:福井市および永平寺町)

平成17年度から、強い育児不安や育児ストレスを抱える方に対し、定期的にグループカウンセリングを行うことによって、育児不安を解消し、安心して子育てが出来るように支援しています。

日時:毎月1回 木曜日 午前10時00分～11時30分

対象:0歳から概ね就学前の子どもがいる保護者または妊婦で育児に不安やストレスを抱える方

内容:親と子に分かれてのグループワーク、個別相談

表4 育児不安解消サポート事業「こあら広場」の実施状況

年度別		開催回数(回)	参加者延(実)数(人)	
			保護者	子ども
管内	3年度	9	33(11)	13(8)
	4年度	11	20(9)	7(4)
福井県	4年度	59	123(89)	103(84)

4 人工妊娠中絶状況

母体保護法の規定による人工妊娠中絶(妊娠満22週未満)が行われた場合は、母体保護法指定医師が所属する管内の医療機関から報告があります。

表5 人工妊娠中絶年次別状況(件数) 妊娠満22週未満

年度別		年齢別							総数
		20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上 (不詳含む)	
管内	3年度	0	0	1	1	2	0	0	4
	4年度	1	1	2	7	3	0	0	14
福井県	4年度	48	106	139	116	120	71	3	603

5 先天性代謝異常等検査事業(対象:福井市および永平寺町)

生後4～6日目に医療機関において先天性代謝異常等検査を実施し、検査の結果、精密検査を必要とする乳児について、受診を勧奨したり、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

表6 検査実績(件数) (令和4年度)

項目 市町別	出生数 (推計)	要精検数	精密検査結果		
			要治療	経過観察	異常なし
福井市	1,801	7	2	1	4
永平寺町	106	0	-	-	-
福井県	4,898	12	4	2	6

6 気がかりな妊婦・親子の支援における取り組み

(1)管内母子関係機関との連絡会(対象:福井市および永平寺町)

福井管内(福井市・永平寺町)において、養育力や育児環境、子の障害等により支援が必要と思われる妊婦・親子(以下、「気がかりな妊婦・親子」とする)の把握・連携状況を関係機関で共有し、把握力や支援方法の質の向上につなげることを目的に管内母子関係機関と連絡会を開催しています。

表7 連絡会開催実績 (令和4年度)

月 日	内容
新型コロナ感染拡大防止のため書面開催	・気がかりな妊婦・親子の連携件数の中間報告 ・産科医療機関や行政機関から精神科医師に聞きたいこと、確認したいことについて

(2)気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム(対象:福井市および永平寺町)

気がかりな妊婦・親子が関係機関から適切に把握され連携されることにより切れ目のない支援を受けることができることを目的に、「妊婦・親子連絡票」を用いた連携システムを平成29年度から全県下において開始しました。

表8 管内妊婦親子連絡票発信・返信件数(令和4年度)

発信数(件)	返信数(件)
203	171

17 歯科保健

生涯を通じて歯や口の健康を保つために、ライフステージに応じた効果的な歯科疾患予防を実施する「8020運動」の一環として、未就学児期からのむし歯予防の調査事業を実施しています。

将来の永久歯に備えるためには、未就学児からのむし歯やむし歯になりにくい歯の早期発見・早期治療が大切です。

表1 歯科保健事業実施状況(保育園・認定こども園・幼稚園・幼児園対象) (令和4年度)

	回答数 (件)	事業内容			
		フッ化物洗口実施		歯みがき教室の実施	
		実施済施設 (件)	実施検討 施設(件)	実施済施設 (件)	実施検討 施設(件)
福井市 N=99	99 (回収率 100%)	31	21	33	5
永平寺町 N=10	10 (回収率 100%)	2	6	8	1
福井県 N=312	311 (回収率 99.7%)	74	77	91	47

表2 虫歯の状況(令和3年度分) (令和4年度)

		対象 者数 (人)	受診 者数 (人)	むし歯 のある 子の数 (人)	むし歯 合計 (本)	むし歯内訳		虫歯の ある子の 率(%)	1人平 均むし 歯数 (本)
						未処置 歯 (本)	処置 歯 (本)		
4 歳 児	福井市	2,122	2,092	427	1,463	930	533	20.4	0.70
	永平寺町	119	87	30	108	71	37	34.5	1.24
	福井県	5,994	5,875	1,345	5,279	3,676	1,603	22.9	0.90
5 歳 児	福井市	2,274	2,251	615	2,383	1,230	1,153	27.3	1.06
	永平寺町	116	105	55	144	81	63	52.4	1.37
	福井県	6,226	6,158	1,771	7,150	4,144	3,006	28.8	1.16

18 難病対策

1 特定医療費(指定難病)支給認定

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない稀な疾病で、長期療養が必要と考えられています。難病法(平成27年1月施行)に規定された指定難病の患者に対し、特定医療費の支給のための事務手続きを行っています。令和3年5月時点で、338疾患が対象です。

令和元年度 福井市の中核市移行に伴い、福井市に居住する患者については、種々の申請は福井市が受付け、受給者証の発行事務は当センターで実施しています。

表1 特定医療費(指定難病)支給認定状況(実件数)

市町村別 年度別	福井市	永平寺町	管内	福井県
令和3年度	2,010	177	2,187	6,207
令和4年度	2,075	185	2,260	6,415

2 医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等の医療相談班による相談事業を実施しています。

表2 医療相談事業実施状況

(令和4年度)

月 日	内容	参加者数 (人)
10月1日 (土)	講義と個別相談 相談員:医師による講義 「潰瘍性大腸炎・クローン病について」 ;管理栄養士、難病支援センター療養相談員による個別相談 対象:消化器系難病の患者、家族	6
11月12日 (土)	個別相談 相談員:永平寺町福祉保健課職員、 難病支援センター療養相談員による個別相談 「福祉に関する個別相談会」 対象:難病の患者、家族	5

3 訪問相談・指導事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な難病患者および家族に対して、地域にお

ける在宅診療を促進することを目的としています。

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導を行うため、難病に関する専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による、訪問相談・指導を実施しています。

令和4年度は、コミュニケーションが困難な ALS の難病患者と家族に向け、理学療法士によるコミュニケーション機器の体験について、訪問相談・指導を実施しました。

4 難病対策地域協議会

地域における難病患者の入院から在宅療養までの一貫した地域ケアシステムの構築を図るために、病院や介護保険等の関係機関とともに支援検討会を開催しています。

表3 難病対策事業実施状況

(令和4年度)

月 日	内容	参加者数(人)
3月16日 (木)	令和5年3月16日(木)10時～11時45分 検討内容 1 管内難病患者の療養状況 2 保健所の役割 3 災害時個別対応マニュアルの作成状況について 4 永平寺町における要配慮者の災害時避難方法について 5 意見交換	13

5 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成支援

人工呼吸器装着など医療ニーズの高い難病患者は、災害時に健康危機状況に陥りやすいと予想されます。そのため、在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が災害発生時に適切な対応が出来るよう、平時からの備えを中心とした災害時個別対応マニュアル作成を支援しています。

管内には令和4年度末現在、3名の対象者がおりましたが、うち1名は療養病院に転院のため終了、現在1名について関係機関と情報共有し、個別対応マニュアルの作成に向け作成中です。

19 食品衛生

1 食の安全・安心確保対策事業

(1) 食品衛生監視指導(食品衛生法第24条に基づく監視計画)

福井県食品衛生監視指導計画に基づいた食品営業施設等の監視指導を実施しています。

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日からは完全施行となりました。そのため、営業許可業種の再編、営業届出制度や食品リコール報告制度が始まり、新制度へ移行していきことになりました。福井県条例許可(魚介類加工業、漬物製造業、行商)は廃止され、法に基づく許可または届出業種になることになりました。

(2) 食品衛生関係許可事務

食品衛生法に基づく新規等の許可、変更・廃止およびこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 旧食品衛生法に基づく許可を要する営業施設数・監視指導の状況

項目 業種		4年度				3年度		
		営業施設数	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数	営業施設数	監視指導施設数
			継続	新規				
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	27			2	12	32	10
	仕出し屋・弁当屋	13				8	16	6
	旅館	2				1	3	1
	その他	30			5	10	38	4
菓子(パンを含む。)製造業		16			1	19	18	18
魚介類販売業		9				3	9	9
食品の冷凍又は冷蔵業		1				4	2	2
喫茶店営業		0					1	1
アイスクリーム類製造業		2			3	6	6	6
乳類販売業		0					0	0
食肉処理業		0					0	0
食肉販売業		6					7	4
みそ製造業		1				7	2	1
醤油製造業		1				2	1	1
ソース製造業		2				7	4	1
酒類製造業		4					4	1
豆腐製造業		2			1	4	3	2
めん類製造業		7				6	8	0
そうざい製造業		12			1	14	18	6
清涼飲料水製造業		1				3	2	2
計		136			13	106	174	53

※喫茶は自販機除く。

表2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

業 種	項 目	4年度				3年度 (R3.6.1～R4.3.31)			
		営業施設数	許可施設数		廃業施設数	設 数	監視指導施設数	設 数	監視指導施設数
			継続	新規					
飲食店営業		55		25	1	24	31	0	31
調理機能あり自販機		1		1		1			
食肉販売業		1		1		1			
魚介類販売業		2				1	2	0	2
食肉処理業		1				1	1	0	1
菓子製造業		15		5		5	10	0	10
アイスクリーム類製造業		1		1		1			
清涼飲料水製造業		1		1					
みそ又はしょうゆ製造業		1		1					
酒類製造業		1					1	0	1
麺類製造業		1		1		1			
そうざい製造業		13		8		5	5	0	5
冷凍食品製造業		1		1					
漬物製造業		4		3			1	0	1
密封包装食品製造業		1				1	1	0	1
食品の小分け業		1				1	1	0	1
計		100		48	1	42	53	0	53

(3)食品の収去検査

福井県食品衛生監視指導計画の食品収去検査計画に基づき、年間を通じて収去検査を行い安全の確認をしています。令和4年度の検査件数は15件で、衛生管理の改善を指導した検体数は0件でした。

表4 食品収去検査の状況

4年度			3年度		
検査件数	規格基準 不適検体数	指導を求めた 検体数	検査件数	規格基準 不適検体数	指導を求めた 検体数
15	0	0	13	0	1

2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

(1) 食品衛生講習会等の開催

食品衛生意識の向上および食中毒事故の未然防止を目的として、主に食品営業者を対象に衛生講習会を実施しました。また、一般事業者からの依頼に応じた出前講習会を実施しました。

表5 食品衛生講習会の実施状況

4年度		3年度	
実施回数(回)	受講者数(人)	実施回数(回)	受講者数(人)
7	199	3	78

3 食品による健康被害等に関する対応

(1) 食中毒に関する調査

永平寺町では令和3年度に引き続き令和4年度に食中毒は発生しませんでした。

表7 食中毒発生の状況

年度	件数	発生日	患者数/摂食者数	原因食品	病因物質
4年度	0	-	-	-	-
3年度	0	-	-	-	-

(2) 食品による健康被害等に関する行政処分

令和3年度および令和4年度は、いずれも営業停止命令等の行政処分は行いませんでした。

表8 行政処分の状況(件数)

項目 年度	処 分 件 数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
4年度	0	0	0	0	0	0
3年度	0	0	0	0	0	0

(3) 一般相談への対応

食品営業施設の開設・変更に伴う相談や食品表示に関する相談および喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。相談件数は570件あり、このうち、有症苦情は1件、異物混入の相談が4件、不適切表示は2件でした。

表9 食品関係相談の状況(件数)

4年度				3年度			
相談件数				相談件数			
全体	有症苦情	無症苦情	異物混入	全体	有症苦情	無症苦情	異物混入
570	1	2	2	1,011	2	2	15

4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務

(1) 試験

令和4年度から調理師試験は、「公益社団法人調理師技術技能センター」に委任されました。製菓衛生師試験は変わらず福井県で年1回実施しています。

(2) 免許申請

年度内に処理した調理師免許申請は63件(新規29、再交付17、書換17)であり、製菓衛生師免許申請は5件(新規4、再交付0、書換1)でした。

表10 調理師・製菓衛生師試験・免許事務の状況

項目	調理師							製菓衛生師						
	試験			免許申請				試験			免許申請			
	受験数	合格数	合格率	新規	再交付	書換え	計	受験数	合格数	合格率	新規	再交付	書換え	計
4年度				62	22	20	104	8	4	50	4	0	1	5
3年度	64	34	53.1	68	37	29	134	15	8	53.3	10	1	2	13

※調理師試験事務について、R4年度から外部試験機関に委託された。

5 ふぐ処理登録(ふぐ処理師)申請に関する業務

令和4年度の条例改正により「ふぐ処理登録者」から「ふぐ処理師」として新たに試験制度に移行しました。「ふぐ処理登録者」は順次「ふぐ処理師認定講習会」を受講し、受講後「ふぐ処理師」に自動的に移行します。

表11 ふぐ処理登録申請事務の状況

種類	項目	登録申請				試験
		新規	再交付	書換え	計	受験数
ふぐ処理登録		0	0	1	1	-
ふぐ処理師		-	-	-	-	3

20 動物愛護管理業務

動物取扱業への監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業および一定頭数以上の動物の取扱い飼養施設の第二種動物取扱業に対して監視等を行うとともに、動物取扱責任者に対して研修会を開催しています。

表1 第一種動物取扱業登録施設数・監視指導の状況

項目 年度	施設数	業種内訳					監視指導数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
4年度	4	1	4	0	2	0	6
3年度	6	3	4	0	2	0	9

表2 第二種動物取扱業届出施設数・監視指導の状況

項目 年度	施設数	業種内訳				監視指導数
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
4年度	1	1	1	0	0	1
3年度	1	1	1	0	0	2

表3 動物取扱責任者研修の開催状況

項目 年度	受講者数(人) (実施日)	受講者数(人) (実施日)	受講者数(人) (実施日)	受講者数(人) (実施回数)
4年度	32 (R5.3.2)	22 (R5.3.3)	21 (R5.3.3)	75 (3回)
3年度	29 (R4.3.16)	21 (R4.3.17)	22 (R4.3.17)	72 (3回)

21 環境衛生

1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法(営業六法)に基づく営業施設について監視指導を実施しています。なお、管内に興行場はありません。

表1 営業六法施設数・監視指導の状況

項目 業種		4年度				3年度	
		営業施設数	新規施設数	廃業施設数	監視指導施設数	営業施設数	監視指導施設数
理容所		20	0	1	8	21	8
美容所		28	0	1	11	29	11
クリーニング所	洗濯所	5	0	2	4	7	2
	取次所	13	0	0	0	13	2
公衆浴場	普通	0	0	1	0	1	0
	特殊	3	0	0	1	3	0
旅館	ホテル・旅館	6	0	0	1	6	4
	簡易宿所	2	0	0	0	2	0
	下宿	0	0	0	0	0	-
	特例	0	1	1	1	0	1
計		77	1	6	26	82	28

2 民泊に対する衛生管理

住宅宿泊事業法に基づき、民泊の届出の受理等に係る事務を実施するとともに、衛生管理について指導しています。また、民泊に関する事務については、福井市管内を含め、当センターで行っています。

表2 民泊施設の状況

年度	民泊施設数 (届出件数)	
	福井市	永平寺町
4年度	1	2
3年度	2	0

*平成30年度からは累計11施設あり

3 浄化槽の法定検査受検率向上対策

浄化槽法に基づき、浄化槽設置の届出の受理、浄化槽工事業、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表3 浄化槽設置基数・浄化槽工事業届出の状況

項目 年度	浄化槽 設置基数	工事業 (届出件数)	保守点検業 (登録件数)
4年度	226	151	3
3年度	226	150	5

4 水道施設の適正維持管理の推進

水道法に基づき、水道施設の維持管理に対する監視指導を実施しています。

なお、簡易専用水道、専用水道および飲用井戸の事務については、地方分権一括法および福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、平成25年4月1日から福井市および永平寺町に事務が移譲されています。

表4 水道施設数・監視指導の状況

業種 年度	上水道 ※		簡易水道		飲料水供給施設	
	施設数	監視指導 施設数	施設数	監視指導 施設数	施設数	監視指導 施設数
4年度	2	1	29	22	23	15
3年度	2	1	29	29	23	23

※上水道は福井市と永平寺町の2施設ありますが、福井市は国の所管となります。

5 特定建築物に対する監視指導

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて、これまで、特定建築物（多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校など）の監視指導を実施していましたが、全て福井市内の施設であり、監視指導は福井市が行うことになりました。

また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務については、福井市内を含め、当センターで行っています。

表5 建築物衛生管理業登録の状況

種別	4年度		3年度	
	登録件数		登録件数	
	福井市	永平寺町	福井市	永平寺町
清掃業	13	0	12	0
空気環境測定業	3	0	4	0
飲料水貯水槽清掃業	18	0	18	0
ねずみ昆虫等防除業	13	0	13	0
飲料水水質検査業	4	0	4	0
排水管清掃業	3	0	3	0
環境衛生総合管理業	11	0	11	0
計	65	0	65	0

6 温泉関係施設に対する監視指導

温泉法に基づき、温泉利用許可施設等への立入等監視指導を行っています。なお、源泉については、福井市内を含め、当センターで指導等を行っています。

表6 温泉施設数・監視指導の状況

年度	浴用許可		飲用許可		源泉
	施設数	監視指導施設数	施設数	監視指導施設数	施設数
4年度	3	0	0	0	20
3年度	3	0	0	0	20

7 遊泳用プールの衛生管理の徹底

国の指導により遊泳用プールの衛生基準に基づいて、これまで、監視指導を実施していましたが、全て福井市内の施設であり、監視指導は福井市が行うことになりました。

＜参考＞墓地・埋葬等関係

墓地・埋葬等に関する法律に基づく事務については、地方分権一括法および福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、平成24年4月1日から福井市および永平寺町に事務が移譲されています。

22 廃棄物

1 廃棄物関係の許可・処理施設

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定義されており、県内でその処理を業として行う場合は、福井県知事の許可が必要です。

また、産業廃棄物以外の廃棄物は、一般廃棄物と定義されており、市町村が設置した届出施設または福井県知事の許可を取得した一般廃棄物処理施設などで処理されています。

当センター管内における廃棄物関係施設数は、次の表のとおりです。

表1 廃棄物関係許可・施設数(件数)

(令和5年3月31日現在)

市 町	産業廃棄物処理業		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
福 井 市	333 (8)	— (—)	—	—	333
永 平 寺 町	22 (0)	2 (0)	2	0	26
管 外	407 (61)	※2 (0)	—	—	409
計	762 (69)	4 (0)	2	0	768

注 ()内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

※ 移動式のもの

表2 廃棄物関係許可・施設数の年度推移(件数)

年 度	産業廃棄物処理業許可		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
令和3年度	738 (69)	4 (0)	2	—	744
令和2年度	738 (69)	4 (0)	2	—	744

注 ()内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

2 廃棄物処理の許可に関する手続

廃棄物処理法に係る許可申請および届出件数の年度推移は次の表のとおりです。

表3 産業廃棄物に係る許可申請および届出件数の推移(件数)

年 度	収集運搬業				処 分 業				処理施設 許可・届出	計
	許可申請			届出	許可申請			届出		
	新規	更新	変更		新規	更新	変更			
令和4年度	55	117	11	657	0	1	0	1	0	842
令和3年度	33	111	10	716	0	1	0	1	1	873

3 廃棄物に関する監視指導

(1) 産業廃棄物処理業等に対する監視指導

産業廃棄物については、野外焼却や不法投棄など不適正処理に関する様々な問題が全国的に生じています。当センターでは、廃棄物処理法に基づく(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、(特別管理)産業廃棄物処分業および一般・産業廃棄物処理施設の設置許可(県知事の許可)の申請窓口となっており、これら許可業者や排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく監視や適正処理に係る指導を行っています。

また、休日や夜間のパトロール(民間委託を含む)など、不法投棄等のおそれのある場所を中心とした定期的な監視も継続しています。

表4 廃棄物関係施設立入検査件数の年度推移(件数)

区 分	年 度	産業廃棄物 処理業	産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
立入検査	令和4年度	3	2	0	5
	令和3年度	1	1	0	2

(2) その他の監視指導

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有する使用されなくなった変圧器(トランス)やコンデンサー、安定器等のPCB廃棄物の保管施設に立入検査を行い、保管状況を確認するとともに、PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で処分期限が定められていることから、早期の処分を行うよう指導しています。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき登録や許可を受けている引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の施設への立入検査を行い、使用済自動車の適正処理に係る指導を行っています。

4 廃棄物の適正処理推進に関する取り組み

当センターでは、永平寺町地区廃棄物不法処理防止連絡協議会(※)を設置し、関係機関の連携を図るとともに、合同パトロールの実施や不法処理防止に係る啓発活動、不法投棄廃棄物の撤去等を通じて、廃棄物の適正処理を推進しています。

※永平寺町地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（事務局 当センター）

（構成）永平寺町、農林総合事務所、土木事務所、警察署、森林組合、漁業協同組合、福井県産業資源循環協会、当センター

(1) 不法投棄物の撤去について

不法投棄は、投棄者が不明な場合が多く、投棄物の撤去は土地所有者に大きな負担となり、撤去が困難化して放置状態になるばかりでなく、新たな不法投棄を助長する要因となります。

また、生活環境保全上の支障をきたすおそれもあることから、行政、事業者および住民が連携した撤去方策を推進することが必要になります。

このため、永平寺町地区廃棄物不法処理防止連絡協議会では、地域住民ボランティアや産業資源循環協会などの協力を得ながら、不法投棄廃棄物の撤去支援を行っています。

(2) 不法処理防止に係る啓発活動について

県内の各センターでは、6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心に不法処理防止に係る啓発活動を実施しており、啓発リーフレットの配布、排出事業者や処理業者に対する実地監視などを通じ、再資源化の促進等、廃棄物の減量化や適正処理の推進についての意識啓発を図っています。

(3) 産業廃棄物の適正処理に関する研修会について

廃棄物処理法に基づき、事業者は、その産業廃棄物を適正に処理する責任があり、産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、委託契約を締結し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付するなどの義務があります。

委託契約などの手続きを分かり易く周知するため、中小規模の排出事業者を対象とした「廃棄物の処理を間違わないための基礎講座(排出事業者向け)」を動画配信により開催。管内から5事業者が参加しました。

23 公害

当センターでは、水・大気環境を保全するため、各公害防止関係法令に基づく届出の審査業務や工場・事業場等への監視指導、水質、大気等の環境調査などに取り組んでいます。

1 公害関係法令

「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「土壌汚染対策法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」「福井県公害防止条例」などの法令・条例に基づく届出に対し、その内容が適切か審査するとともに、事業場への立入検査を行い、施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。

表1 各法令に基づく届出工場・事業場数 (令和5年3月31日現在)

公害関係法令	工場・事業場数
大気汚染防止法対象工場・事業場 ^{※1} (ばい煙発生施設 ^{※2} ／VOC 排出施設／水銀排出施設)	12 (12／0／0)
水質汚濁防止法対象工場・事業場	31
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	1
福井県公害防止条例に規定する特定施設設置工場・事業場	1
福井県公害防止条例に規定する公害防止管理責任者選任工場・事業場	10
合計	55

※1 一般粉じん発生施設(永平寺町長に届出)を除く。

※2 電気事業法施設を含む。

表2 公害関係苦情の発生件数

市 町	年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計
永平寺町	令和4年度	1	1	0	0	0	0	2
	令和3年度	0	2	0	0	0	0	2

2 水・大気環境の保全

油の流出や魚類のへい死等の水質事故に対しては、関係機関と連携しながら、その被害拡大の防止、原因究明および原因者に対する指導等、迅速な対応に努めています。

また、建築物の解体における特定粉じん排出等作業では、作業基準の遵守状況や排出される

アスベスト廃棄物の適正処理について、事前に計画を確認するとともに、立入検査により作業場の隔離・養生等が適切かどうか確認を行い、健康被害の発生防止に努めています。

表3 公害関係事業場等立入検査件数（令和4年度）

大気汚染防止法 ばい煙発生施設	水質汚濁防止法 特定工場	ダイオキシン類 特定施設	アスベスト 排出等作業
2	4	1	0

3 地下水汚染の防止

地下水汚染を早期に発見するため、毎年、全般的な地下水の概況を把握するための調査を実施しています。その概況調査で汚染が発見された時には、汚染の範囲や汚染源を特定するための汚染井戸周辺調査を実施し、汚染原因者に対して浄化対策を指導しています。

また、地下水汚染が発見された地区では、継続的な監視を行うため、継続監視調査を実施しています。

4 地盤沈下の防止

福井県公害防止条例では、地盤沈下を防止するために、揚水機の吐出口断面積19.6cm²以上のものについて、事前の届出を義務づけており、地下水採取者に対し、節水や水利用の合理化を指導しています。

5 フロン類の排出抑制の推進

業務用エアコン、業務用冷蔵冷凍機器を整備・廃棄する際には、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)に基づいて冷媒フロン類の充填、回収が行われています。これらの充填、回収を業として行う第一種フロン類充填回収業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があります。

当センターでは、事業者が適切な資格や装置を有しているかなどについて登録審査を行うとともに、登録事業者への監視指導を行っています。

表4 フロン排出抑制法に基づく登録事業者数（令和5年3月31日現在）

第一種フロン類充填回収業者	299
---------------	-----

24 地域保健・福祉・環境関係職員研修

多様化する住民ニーズや価値観・ライフスタイルの中で、住民の生活に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービスを提供していくためには、地域保健・福祉・環境を担う人材の育成が重要となっています。

そのため、当センターでは、保健・福祉・環境関係の基礎的知識の習得を目的とした「一般研修」と専門性向上を目的とした「実践研修」による「地域保健・福祉・環境関係職員研修」を実施しています。

また、管内市町および当センターの代表者による企画検討委員会を設置し、研修の企画・立案、評価・検証を行っています。

表1 令和4年度実施状況

実施日	開催場所	内容・講師	人数
令和4年 12月20日	ハイブリット 開催	テーマ：災害時における石綿の飛散および暴露防止に係る対応 講師：原子力環境監視センター所長 谷口和之 氏 ○講義 「災害時等における石綿の飛散および暴露防止に係る対応について」 ○質疑応答	15
令和5年 3月10日	ハイブリット 開催	テーマ：福井地域精神保健福祉従事者研修会 ※2 ○講義・事例紹介 「精神障がい者が地域で利用できる支援サービスおよび支援者間の連携について～発達障がいおよび知的障がいの重複障がいを持つ事例を通して～」 事例紹介者：永平寺町社会福祉協議会 所長 江守 正直 氏 永平寺町福祉保健課 課長補佐 多田 直美 氏 松原病院 精神保健福祉士 牧田 一穂 氏 福井健康福祉センター職員 助言者：福井大学医学系部門 病態制御医学講座 精神医学 教授 小坂 浩隆 氏 ○質疑応答	65

※対象者：永平寺町・福井市保健・福祉・環境分野の職員、県健康福祉センター職員等

※2 福井地域精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会と共催

表2 令和4年度企画検討委員会実施状況

実施日	開催場所	内容	人数
令和5年 3月22日	書面開催	・令和4年度の研修の実績報告および評価 ・令和5年度研修計画	6

25 研修生・実習生の受入れ

1 臨床研修医師の受入れ

当センターにおける多様な業務を理解、体験することで、医師として必要な公衆衛生活動に対する具体的な知識、態度等を身につけることを目的に研修医の受入れを行っています。

表1 臨床研修医師受入状況 (令和4年度)

医療機関名	期間	人数(人)
受け入れ実績なし		

2 実習生の受入れ

地域における保健福祉の行政機関としての当センターの機能、役割を知り、実際の体験を通して理解を深めることを目的に、看護学生等の実習生の受入れを行っています。

表2 実習生受入状況 (令和4年度)

学校名	種別	期間	人数(人)
福井県立大学看護学科	看護	令和4年7月15日～7月29日	3
		令和4年9月5日～9月13日	3

笑顔で親切なサービスを提供します



福井県福井健康福祉センター

(福井保健所)

〒918-8540

福井市西木田2丁目8-8

TEL (0776) 36-1116 (代表)

FAX (0776) 34-7215

e-mail: f-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

交通のご案内

- JR 福井駅下車 徒歩 15分
- 市内バス 商工会議所下車 徒歩 2分
- 福鉄電車 商工会議所前下車 徒歩 2分

地域支援室

TEL (0776) 36-1117

福祉課

TEL (0776) 36-2857

地域保健課

保健医療グループ

TEL (0776) 36-6810

健康増進グループ

TEL (0776) 36-3429

環境衛生課

TEL (0776) 36-1119